取調べに関する国内調査結果報告書

法 務 省

第1	. はじめに	1
第 2	2 取調べの実態に関する調査	1
1	被疑者取調べの時間	1
	(1) 調査方法	
	(2) 取調べ時間 (総合)	2
	(3) 取調べ時間 (処分別)	3
	(4) 取調べ時間 (主な罪名別)	3
	(5) 取調べ時間(供述経過別)	5
2		_
	(1) 調査方法	_
	(2) 対象者ごとの取調べ回数及び取調べ時間	
	(3) 取調べの場所	
	(4) 取調べの立会人	
	(5) 弁護人選任の有無等	
第3		
1	, , <u> </u>	
2		
	(1) 事件数 (総合)	
	(2) 事件数 (身柄・在宅別)	
0	(3) 事件数(罪名別)	
3		
	(1) 被告人の主張内容	
	(2) 審理の内容	
	(4) DVDの取調べ状況と裁判所の判断	
绺 4	(5)任意性又は信用性が否定された事件の概要	
第 4 1		
2		
3		
J	・	
	(2) 供述態度及び供述内容の変化	
第 5		
<sub>м</sub> , о		
1	(1) 調査方法	
	(2) 申出内容と検察官の対応	
2		
_	(1) 調査方法	

		(2)	不満等の	申入れに対	対する調査	結果 …			 36
		(3)	決裁官に	よって必要	要な措置が	講じられ	た事件につ	いて …	 36
第	6	確	定事件記	録の検討	•••••	•••••			 39
	1	調	查方法						 39
	2	., .							
第	7	ヒ	アリング	調査,検夠	察官アンケ	ート調査			 40
	1	ヒ	アリング	調査 …		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			 40
		(1)	調査方法	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			 40
		` ′	17 4						
	2	検	察官アン						
		(1)	調査方法	•••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		 41
		(2)	調査結果	•••••					 41

## 第1 はじめに

法務省においては、平成21年10月、省内に、政務三役を中心とする勉強会を設けて、被疑者取調べの可視化について議論・検討を進め、平成22年6月、「被疑者取調べの録音・録画の在り方について~これまでの検討状況と今後の取組方針~」として、それまでの検討状況及び今後の調査・検討方針等について、中間的な取りまとめを公表した。

この中間取りまとめにおいては、今後の検討方針として

- 実務に即した現実的な形で取調べの可視化を実現するため、その対象とする事件や範囲について検討を行う
- 録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える 影響及び録音・録画の有用性についても調査・検討の上,その具体的な在り 方についての検討を進める

との方針が示されるとともに、平成23年6月までの間に、順次、

- 1 取調べの実態に関する調査
- 2 任意性等の争いに関する実情調査
- 3 検察における取調べの録音・録画の調査
- 4 取調べの適正確保方策の運用状況調査
- 5 確定事件記録の検討
- 6 捜査経験者等からのヒアリング調査

などの国内調査等を実施するとの調査計画が示された。

以後,この調査計画に沿い,法務・検察において調査を実施し,この度,国 内調査の結果を取りまとめ,これを公表することとした。

## 第2 取調べの実態に関する調査

取調べの録音・録画を行うべき具体的事件や取調べの範囲について検討するためには、まず、実際の取調べ時間など、取調べの実態に関する客観的な統計資料を収集把握する必要があることから、①司法警察職員及び検察官による被疑者に対する取調べの平均時間等について調査するとともに、②検察官の取調べについては、取調べ場所や立会人の有無など更に詳しく調査することとした。

# 1 被疑者取調べの時間

#### (1) 調査方法

平成22年9月1日から同月30日までの1か月間に,全地検(支部及び区検を含む。以下同じ。)の検察官(検事,副検事のほか,検察官事務取扱検察事務官を含む。以下同じ。)が終局処分を行った事件のうち,身柄事件(被疑者を逮捕・勾留した事件をいう。)を対象とし,その事件ごとに,司法警察職員及び検察官が行った被疑者に対する取調べ時間等を調査した(注1)(注2)(注3)(注4)(注5)(注6)。

なお、裁判員制度対象事件、贈収賄事件及び公職選挙法違反事件については、サンプル調査として十分な事件数を確保するため、同年10月1日から同年11月30日までの間に検察官が終局処分を行った身柄事件についても調査の対象とした。その結果、これらの3類型の事件については、3か月間、その他の事件については1か月間に、それぞれ終局処分を行った身柄事件について、取調べ時間等の調査を行ったこととなる。

- (注1)終局処分とは、事件について必要な捜査を遂げた後に、公訴を提起(起訴) するか否かを最終的に決める処分をいう。
- (注2) 同一事件で複数人が逮捕・勾留されている場合でも、被疑者1人ごとに1 件として調査した。
- (注3) 身柄事件に関して、逮捕・勾留前に在宅で行った被疑者に対する取調べも 本調査の対象とした。
- (注4) 平成22年8月31日以前に検察官において在宅での被疑者取調べを行った事件については、必ずしも当該在宅時の取調べ時間が記録されていないと考えられるため、事件自体を調査対象から除外した。
- (注5)特別司法警察職員送致に係る事件,国税庁監察官送致事件及び犯則調査を 経て告発がなされた犯則事件については,調査対象から除外した。
- (注6) 平成21年において、全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は163万9614人であり(平成21年検察統計年報)、同年、勾留請求に基づき勾留状が発付されたのは12万7792人である(平成21年司法統計年報)。

## (2) 取調べ時間(総合)

表1は、調査対象となった全事件について、被疑者に対する取調べの平均時間等を示したものである。

司法警察職員と検察官の取調べ時間の合計は、調査対象となった全事件8233件の平均で21時間35分であり、これを裁判員制度対象事件568件に限定すると、43時間14分であった。

検察官による取調べ時間だけを見ると、全事件の平均で2時間47分であるが、裁判員制度対象事件に限定すると9時間01分であった。

## 表 1 被疑者取調べ時間(総合)

	全事件	裁判員制度対象事件
調査対象事件数	8,233件	568件
平均取調べ時間(警察)	18時間52分	34時間13分

平均取調べ時間(検察)	2時間47分	9時間01分
平均取調べ時間(合計)	21時間35分	43時間14分

## (3) 取調べ時間(処分別)

表 2 は、終局処分の種別、つまり起訴処分とされた事件と不起訴処分とされた事件ごとに、被疑者に対する取調べの平均時間等を示したものである。

司法警察職員と検察官の取調べ時間の合計は、起訴された事件5780件の平均で23時間00分、不起訴とされた事件1622件の平均で16時間56分であり、検察官による取調べに限ると、起訴された事件5780件の平均で3時間12分であり、不起訴とされた事件の平均で1時間53分であった(注)。

表 2 被疑者取調べ時間(処分別)

	起訴事件	不起訴事件
調査対象事件数	5,780件	1,622件
平均取調べ時間(警察)	19時間52分	15時間05分
平均取調べ時間(検察)	3時間12分	1時間53分
平均取調べ時間(合計)	23時間00分	16時間56分

(注) このほか家庭裁判所に送致された事件が831件あり、これらの事件の被疑者に対する取調べの平均時間(合計)は20時間49分であった。

# (4) 取調べ時間(主な罪名別)

表3は、終局処分時の主な罪名別に、被疑者に対する取調べの平均時間等を示したものである(注1)(注2)。

平均取調べ時間が長い罪名は、裁判員制度対象事件で見ると、傷害致死罪、殺人罪であり、それ以外の事件で見ると、収賄罪、公職選挙法違反であって、これらの取調べ時間は50時間を超えている。また、これらの罪名は、検察官による取調べ時間に限っても平均で10時間を超えている(注3)。

表3 被疑者取調べ時間(主な罪名別)

罪名		事件数	取調べ時間 (括弧内は検察庁での取調べ時間)		
	非位	争什奴	平均	最長	
	傷害致死		63時間24分	140時間10分	
		45	(16時間47分)	(25時間07分)	
1	殺人	100	51時間12分	144時間01分	
裁判品	· 校人	102	(12時間25分)	(26時間58分)	
員制	TB /	7.0	42時間23分	173時間52分	
度対象	現住建造物等放火	76	(8時間00分)	(14時間18分)	
象事	34 75 Mg 55 TI	100	39時間23分	173時間00分	
件	強盗致傷・致死	180	(7時間53分)	(12時間56分)	
	強制わいせつ致傷	76	38時間33分	100時間03分	
	・強姦致傷	70	(7時間33分)	(16時間09分)	
	収賄	9	130時間28分	249時間00分	
			(19時間14分)	(29時間36分)	
	公職選挙法違反	5	69時間36分	164時間07分	
			(21時間12分)	(57時間51分)	
	強姦	36	32時間43分	76時間24分	
	7虫 妓		(5時間16分)	(3時間57分)	
	= <i>t</i> . ++t.	511	29時間47分	102時間14分	
② そ れ	詐欺		(3時間27分)	(11時間34分)	
以外	恐喝	232	29時間15分	130時間41分	
75	<i>ं</i> ध*व		(3時間29分)	(8時間50分)	
	傷害	831	18時間47分	106時間09分	
	物古		(2時間15分)	(16時間34分)	
	שלו שלפ	9 910	17時間33分	107時間59分	
	窃盗	2, 218	(1時間56分)	(2時間50分)	

I				
道	送衣法海口	400	16時間17分	92時間42分
	道交法違反	490	(1時間57分)	(4時間41分)

- (注1) 未遂,予備,教唆及び幇助を含む。
- (注2) 当該罪名以外の罪名に係る事実について併せて取り調べられたものも含む。 例えば、「道交法違反」に係る取調べには、道交法違反のほか自動車運転過 失致死傷罪の事実について併せて取り調べられたものも含まれている。
- (注3) 「最長」欄の()内は、当該罪名の事件のうち、取調べ時間の合計が 最も長かった事件における検察官による取調べ時間を記載したものである。 取調べ時間の合計の長短にかかわらず、検察官による取調べのうち最も時間 が長かったものを記載したものではない。

# (5) 取調べ時間(供述経過別)

表4は、検察官の弁解録取手続時における被疑者の認否と、終局処分時に おける被疑者の認否の経過を分類して、被疑者に対する取調べの平均時間等 を示したものである。以下において、自白とは、被疑者が犯罪事実の全部又 はその主要部分を認めていることをいい、否認とは、それを認めていないこ とをいう(注1)(注2)。

平均取調べ時間を見ると、自白から否認に転じた事件は33時間51分、 否認から自白に転じた事件は27時間14分、否認を維持した事件は27時間53分であり、いずれも自白を維持した事件の19時間57分よりも長時間であった。

なお、事件数を見ると、検察官の弁解録取時において被疑者が否認していた事件は1692件(全体の20.6%)あるところ、そのうち被疑者が終局処分までの間に自白に転じた事件は861件であり、否認を維持した事件 831件を若干上回っている(注3)。

# 表 4 被疑者取調べ時間(供述経過別)

供述経過	事件数	取調べ (括弧内は検察庁・		
(検察弁録→終局処分)   	(割合)	平均	最長	
<b></b>	6,495件	19時間57分	249時間00分	
自白→自白 	(78.9%)	(2時間25分)	(29時間36分)	
<u>.</u>	46件	33時間51分	88時間18分	
自白→否認 	(0.6%)	(6時間34分)	(49時間23分)	

否認→自白	861件	27時間14分	140時間12分
	(10.5%)	(3時間49分)	(27時間38分)
<b>7-9 7-9</b>	831件	27時間53分	151時間23分
一	(10.1%)	(4時間14分)	(6時間14分)

- (注1) 「最長」欄の()内は、当該罪名の事件のうち、取調べ時間の合計が 最も長かった事件における検察官による取調べ時間を記載したものである。 取調べ時間の合計の長短にかかわらず、検察官による取調べのうち最も時 間が長かったものを記載したものではない。
- (注2) 「否認→自白」は、必ずしも検察官による取調べで自白したものとは限 らない。
- (注3) 主たる罪種別に、検察官の弁解録取時に被疑者が否認している事件の割合を見ると、恐喝(47.4%)、強制わいせつ致傷・強姦致傷(38.2%)、殺人(28.4%)、詐欺(26.6%)、窃盗(14.7%)、道交法違反(11.0%)であった(終局処分時の罪名による。)。

## 2 検察官による取調べの実態

## (1) 調査方法

平成23年2月1日から同年3月2日までの30日間に,検察官が行った 取調べ(被疑者・参考人の別なく,全ての事件での取調べ)について,その 対象者,取調べ時間,取調べ回数及び取調べ場所等のほか,立会人の有無や 弁護人選任の有無などについても調査した。

その際,調査に伴う検察庁の業務への負担をも考慮しつつ,調査の目的を遂げるため,合計20庁の地検を調査対象庁として選定し,これら地検に所属する検察官の取調べを調査対象とした(注)。

(注)調査対象庁は、東京地検、横浜地検、水戸地検、静岡地検、新潟地検、大阪 地検、京都地検、奈良地検、和歌山地検、名古屋地検、岐阜地検、福井地検、 広島地検、岡山地検、福岡地検、熊本地検、仙台地検、秋田地検、札幌地検、 高松地検とした。

## (2) 対象者ごとの取調べ回数及び取調べ時間

表5は、調査対象庁に所属する検察官による取調べについて、その対象者、 つまり身柄事件の被疑者、在宅事件(被疑者の身柄を拘束していない事件を いう。)の被疑者及び参考人ごとに、取調べの回数及び取調べ時間の合計等 を示したものである(注1)。

調査対象庁に所属する検察官が調査対象期間である30日間に行った取調

べは、合計4万8521回、4万560時間であり、そのうち身柄事件の被 疑者に対する取調べは、合計2万191回、1万8469時間であった。

今回の調査は、20庁の地検を対象としたものであることから、全地検の検察官による取調べ回数及び取調べ時間がどの程度となるのかを、平成21年度の事件処理件数を踏まえて推計すると、1か月間で合計8万60回、6万6924時間、これを1年間に換算すると、合計96万716回、80万3090時間となり、身柄事件の被疑者に対する取調べに限っても、1年間で合計39万9782回、36万5680時間となるものと推定される(注2)。

また、調査対象庁に所属する検察官が調査対象期間である 30 日間に行った取調べ合計 45 8 5 2 1 回のうち、供述調書の作成が行われた取調べは、 54.0%0256212回であり、身柄事件の被疑者に対する取調べに限ると、合計 25 1 9 1 回のうち、供述調書の作成が行われた取調べは、 5 1 0 % 5 1 5 2 5 1 5 2 5 2 5 2 5 2 5 3 5 3 5 3 5 4 5 9 5 3 5 4 5 9 5 5 5 6 5 4 5 9 5 6 5 6 5 7 5 6 5 8 5 9 5 7 5 8 5 9 5 9 5 8 5 9 9 5 9 9 5 9 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5

表 5 対象者ごとの取調べ回数及び取調べ時間

	被吳	<b>全</b> 者	参考人	合計	
	身柄事件 在宅事件		<b>参与人</b>	口前	
取調べ回数	20, 191回	21, 958回	6, 372回	48, 521回	
調書作成	14, 345回 (71. 0%)	8, 199回 (37. 3%)	3,668回 (57.6%)	26, 212回 (54. 0%)	
取調べ時間	18, 469時間	11,895時間	10, 196時間	40,560時間	
調書作成	13,069時間 (70.8%)	8, 564時間 (72. 0%)	6, 275時間 (61. 5%)	27, 909時間 (68. 8%)	

- (注1) 身柄事件の被疑者に対する取調べには、比較的短時間で終了する弁解録取 時の取調べも含まれている。
- (注2) 平成21年度の全国の地検における通常受理人員を,同年度における調査 対象庁における通常受理人員で除した上,本調査結果の数値を乗じて算出し た。

# (3) 取調べの場所

表6は、取調べの対象者ごとに、調査対象庁に所属する検察官が調査対象期間である30日間に行った取調べの場所とその合計回数等を示したものである。

取調べが行われた場所は、被疑者と参考人とを合わせて、検察庁の取調室 (個室)が2万2175回(45.7%)、検察庁の取調室(大部屋)(注1) が2万135回(41.5%)、裁判所施設が3266回(6.7%)、警 察署が1049回(2.2%)などとなっている(注2)。

身柄事件の被疑者に対する取調べに限ってみても、検察庁の取調室(個室)が最も多く1万3941回(69.0%)であり、次いで検察庁の取調室(大部屋)が4728回(23.4%)であるが、その他に、警察署が736回(3.6%)、拘置所・刑務所が773回(3.8%)など、検察庁以外の場所においても、相当程度の回数の取調べがなされている。

なお,在宅事件の被疑者に対する取調べのうち,3234回(14.7%) が裁判所施設で行われているが,そのほぼ全てが,いわゆる道路交通法違反 等を犯した被疑者に対する三者即日処理手続である。

表 6 取調べの場所

	被吳	<b>圣者</b>	<b>分 七</b> 1	Δ=I
	身柄事件	在宅事件	参考人	合計
取調室	13,941回	4,353回	3,881回	22, 175回
(個室)	(69.0%)	(19.8%)	(60.9%)	(45.7%)
取調室	4,728回	14, 258回	1,149回	20,135回
(大部屋)	(23.4%)	(64.9%)	(18.0%)	(41.5%)
警察署	736回	37回	276回	1,049回
言分名	(3.6%)	(0.2%)	(4.3%)	(2.2%)
拘置所	773回	11回	232回	1,016回
刑務所	(3.8%)	(0.1%)	(3.6%)	(2.1%)
┃ ┃ 裁判所施設	13回	3,234回	19回	3, 266回
教刊別 他改	(0.1%)	(14.7%)	(0.3%)	(6.7%)
取調べ対象	0回	14回	116回	130回
者の自宅	(0.0%)	(0.1%)	(1.8%)	(0.3%)
その出	0回	51回	699回	750回
その他	(0.0%)	(0.2%)	(11.0%)	(1.5%)
合計	20,191回	21,958回	6,372回	48,521回

- (注1)「取調室(大部屋)」とは、一定の広さがある室内にパーティションを設けるなどして、複数の検察官が同時にそれぞれ取調べを行い得る環境を整えた 取調室を指す。
- (注2)「その他」には、少年鑑別所、交番・駐在所、病院、取調べ対象者の勤務 先、店舗、車内などが含まれる。

## (4) 取調べの立会人

表7は、取調べの対象者ごとに、取調べの際にいかなる者が立ち会っていたかについて示したものである。

在宅事件の被疑者や参考人に対する取調べにおいては、検察官の判断において、弁護士、家族・親族の立会いを認めた事例が見られるが、身柄事件の被疑者に対する取調べにおいて、弁護士、家族・親族の立会いを認めた事例はなかった。

表っ	取調べの立会	l
1X /	双弧飞以北云人	`

F .h.t.	被吳	是者	- 参考人 合計	
属性	身柄事件	在宅事件	参考人	百町
立会人なし	19, 266回	21,790回	6,092回	47,148回
弁護士	0回	1回	21回	22回
家族・親族	0回	53回	168回	221回
通訳人	925回	114回	91回	1,130回

## (5) 弁護人選任の有無等

表8は、身柄事件の被疑者の属性と、そのうち被疑者段階で弁護人の選任 がなされた人員を示したものである(注)。

弁護人を選任した被疑者の割合は全体として50パーセントを超えており、少年、来日外国人が被疑者の場合には数値が低く、暴力団関係者が被疑者の場合には数値が高い傾向が見られた。

表8 身柄事件の被疑者の属性,弁護人選任の有無

属性	人員数	弁護人選任(割合)
一般	7, 456人	4,177人 (56.0%)
少年	702人	247人 (35.2%)

来日外国人	482人	214人(44.4%)
来日外国人 以外の外国人	246人	128人(52.0%)
暴力団関係者	444人	267人 (60.1%)
合計	9, 330人	5,033人 (53.9%)

(注)「来日外国人」は、我が国にいる外国人のうち、永住者・特別永住者、在 日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいい、「暴力団関係者」は、集団 的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれ に準ずる者をいう。

# 第3 任意性等の争いに関する実情調査

取調べの録音・録画は、自白の任意性の判断を容易にすると考えられることから、取調べの録音・録画の対象事件や範囲を検討するに当たっては、公判における自白の任意性をめぐる争いの実情を把握する必要がある。

裁判員裁判が施行される以前に、全国の地方裁判所において自白の任意性が争いとなった事件は、裁判員裁判の対象となる重大事件に限っても全体の3.4%、そのうち任意性に疑いありとして自白調書の証拠調べ請求が却下されたものが0.24%程度であることなどが既に最高検から報告されているが(注)、公判における自白の任意性をめぐる争いの実情を更に詳しく把握するため、裁判員裁判の施行後、全国の地方裁判所及び簡易裁判所において自白等の任意性が争いとなった事件を網羅的に調査することとした。

(注) 平成17年1月から平成20年12月までの4年間に、地方裁判所で判決が宣告された裁判員制度対象事件は1万225件であり、その中で任意性が争われたものは345件(3.4%)、そのうち、任意性に疑いありとして自白調書の証拠調べ請求が却下された件数は25件(0.24%)であった(「取調べの録音・録画の試行についての検証結果(最高検)」4頁)。

## 1 調査方法

平成22年6月1日から平成23年5月31日までの1年間に、全国の地方裁判所及び簡易裁判所において第一審判決があった事件のうち、公判において被告人の捜査段階における供述の任意性が争いとなった事件の数、その争いの内容、公判での審理状況及び任意性が否定された事件におけるその理由等について、全地検に対する調査を実施した。

## 2 任意性が争いとなった事件

## (1) 事件数(総合)

表9は、調査対象期間に第一審判決があった事件の中で、捜査段階における被告人の供述の任意性が争いとなった事件の数及びそのうち任意性又は信用性が否定された事件数を示したものである(注1)(注2)。

平成21年中に地方裁判所・簡易裁判所で判決が言い渡された事件数は7万4982件であるところ、今回の調査対象期間内に任意性が争いとなった事件は218件(0.29%)であり、そのうち任意性に疑いありとして被疑者の供述調書の証拠調べ請求が却下された事件は9件(0.01%)、信用性が否定されたのは9件(0.01%)であった。これを裁判員制度対象事件に限ると、調査対象となった1653件のうち、任意性が争いとなった事件は61件(3.69%)であり、そのうち任意性に疑いありとして被疑者の供述調書の証拠調べ請求が却下されたのは1件(0.06%)、信用性が否定されたのは4件(0.24%)であった(注3)(注4)。

表 9	任意性が争いとなった事件数	t 笙 (総合	.)
10	一 は 心 は ひ す ひ と ひ し ず け 女		,

	全体数	任意性が争いと なった事件数	任意性が否定 された事件数	信用性が否定さ れた事件数
全事件	74,982件	2 1 8件 (0.29%)	9件 (0.01%)	9件 (0.01%)
裁判員制度 対象事件	1,653件	6 1件 (3.69%)	1件 (0.06%)	4件 (0.24%)

- (注1)「全事件」の「全体数」は、平成21年司法統計年報に基づき、平成21年中の地裁・簡裁における通常第一審既済人員(「同一被告人に関する事件の併合」、「管轄違い」、「その他」を除く。)で算出。
- (注2)「裁判員制度対象事件」(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条の規定により、裁判官のみで審理された事件を含む。以下同じ。)の「全体数」は、裁判員制度対象事件のうち、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間に第一審判決が宣告された人員数で算出(最高検調べ)。
- (注3) 裁判員制度対象事件において捜査段階の供述の任意性が否定された1件は 後記表17の事例⑨であるが、同事例では、被疑者が検察官による取調べの 録音・録画を拒否したため、取調べの録音・録画は実施されていない。
- (注4) 裁判員制度対象事件において捜査段階の供述の信用性が否定された4件は 後記表18の事例③,⑤,⑧及び⑨であるが,このうち事例③及び事例⑤で は,取調べの録音・録画は実施されていない(事例③は,当初自白していた

少年の被疑者が、家庭裁判所から検察官送致された時点では否認に転じていたため、検察官の判断により取調べの録音・録画を実施せず、事例⑤は、被疑者が録音・録画を拒否したために、取調べの録音・録画を実施できなかった。)。事例⑧については、取調べの録音・録画が実施され、DVDの証拠調べ請求がなされて採用された結果、検察官調書の任意性は認められたが、被告人が質問者の意図に迎合する供述をした疑いをぬぐい去れないなどの理由から、十分な信用性を認めることはできない旨判示された。事例⑨については、取調べの録音・録画が実施され、DVDの証拠調べ請求がなされたが、被告人質問終了後、検察官調書の任意性が認められて証拠採用されたため、DVDの証拠調べ請求が撤回された。

## (2) 事件数(身柄・在宅別)

表10は、任意性が争いとなった218件を身柄事件、在宅事件の別に分類したものである(注)。

任意性が争いとなった218件のうち、身柄事件が190件、在宅事件が28件であり、在宅事件において、任意性に疑いありとして自白調書の取調べ請求が却下されたり、信用性が否定された事件はなかった。

なお、身柄事件であっても、逮捕前など被疑者の身柄が拘束されていない 時点での取調べにおいて供述調書が作成されることがあるが、このような取 調べで作成された供述調書の任意性が争われた事件は19件あったものの、 任意性・信用性が否定された事件はなかった。

表10	任意性が争いる	となった事件数	(身柄・	在宅別)
		_ 0	\ <b>~</b>	<u> </u>

	全体数	任意性が争いと なった事件数 (比率)	任意性否定 (比率)	信用性否定 (比率)
白坛市从	61,872件	190件	9件	9件
│ 身柄事件 │	01, 87277	(0.31%)	(0.01%)	(0.01%)
<b>左</b> 克東 <i>州</i>	14 710 <i>l</i> H	28件	0件	0件
在宅事件	14,718件	(0.19%)	(0.00%)	(0.00%)

(注)「全体数」は、平成21年司法統計年報に基づき、地裁・簡裁における通常第一審既済人員のうち、身柄事件の数として、起訴後も勾留された人員数を使用し、 在宅事件の数として、起訴後は勾留されなかった人員数を使用した。

なお、表9の「全体数」は、同表(注1)に記載したとおり、「同一被告人に 関する事件の併合」、「管轄違い」、「その他」が含まれていないため、表10の身柄 事件の「全体数」と在宅事件の「全体数」の合計が、表9の「全事件」の「全体 数」と完全には一致しない。

# (3) 事件数(罪名別)

表11は、公判で任意性が争いとなった218件について、その公訴事実を 罪名別に分類したものであり、窃盗罪、覚せい剤取締法違反、殺人罪、暴行 罪・傷害罪、強制わいせつ罪・強姦罪、自動車運転過失致死傷罪の順に事件 数が多い。また、任意性が争いとなる割合を罪名ごとに見ると、殺人罪、銃 砲刀剣類所持等取締法違反、現住建造物等放火罪、強盗致死傷罪の順で多い (注1)(注2)(注3)(注4)(注5)。

表11 任意性が争いとなった事件数(罪名別)

	罪名	件数	割合(事件数)
1	窃盗(常習累犯窃盗を含む。)	40件	0.19%
2	覚せい剤取締法違反	22件 (11件は関税 法違反と共に起訴)	0. 21%
3	殺人	19件	3.79%
4	暴行・傷害	19件	0.39%
5	強制わいせつ・強姦(集団強 姦を含む。)	16件	0.74%
6	自動車運転過失致死傷(業務 上過失致死傷を含む。)	16件	0. 27%
7	強盗致死傷(強盗殺人・強盗 傷人を含む。)	13件	2. 07%
8	道路交通法違反	12件	0.14%
9	恐喝	11件	0.96%
10	銃砲刀剣類所持等取締法違反	11件	3.16%
11)	詐 欺	10件	0.18%
12	現住建造物等放火	9件	2.62%
13	住居侵入・建造物侵入	7件	1.06%
14)	強制わいせつ致傷・強姦致死 傷	7件	0.33%

15)	暴力行為等処罰に関する法律 違反	6件	1. 34%
16	その他	71件	0.51%

(注1) ①ないし⑤の「割合(事件数)」欄の数値は、各罪名ごとに、任意性が 争いとなった件数を、平成21年における罪名別通常第一審事件の終局総 人員数(平成21年司法統計年報による)で除した数値を示している。な お、上記各罪名は、司法統計年報上の罪名と必ずしも一致していないため、 例えば、⑤及び⑭は、いずれも、同年報上の「わいせつ、姦淫及び重婚の 罪」の数値を用いて割合を算出している。

また, ⑮その他の件数は, ①ないし⑮以外で任意性が争われた罪名数を示しており,「割合」欄の数値は, 上記年報上, 上記終局総人員数から上記①ないし⑯を含む各罪名欄記載の人員数を減じた数値で除して算出した。

- (注2) 未遂犯を含む。
- (注3) 複数の罪名により公訴提起されている被告人もいるので、罪名別の事件数の合計は、任意性が争いとなった事件の総数である218件よりも多い。
- (注4) ⑩銃砲刀剣類所持等取締法違反については、この罪名のみの事件で任意性が争われたものは1件であり、それ以外の事件では、いずれも殺人罪など他の罪名とともに任意性が争われている。
- (注5) ⑯その他には、強盗罪、非現住建造物等放火罪、傷害致死罪などが含まれるが、いずれも任意性が争われた件数は4件以下である。また、収賄罪について任意性が争いとなった事件数は0件(0%)、公職選挙法違反についても0件(0%)であった。

## 3 任意性に関する審理

#### (1) 被告人の主張内容

表12は、任意性が争いとなった218件について、被告人の主張内容を示したものであり、利益誘導を用いた取調べ、過度の誘導による取調べ、暴行・脅迫による取調べなどの主張がなされている(注1)(注2)。

#### 表12 任意性が争いとなった事件における被告人の主張

	被告人の主張内容	件数
1	利益誘導を用いた取調べ	5 5件

2	過度の誘導による取調べ	5 3 件
3	暴行・脅迫による取調べ	5 2件
4	被疑者の体調に配慮しない取調べ	3 4件
(5)	長時間の取調べ	23件
6	偽計を用いた取調べ	23件
7	正当な弁護権の侵害	7件
8	具体的主張なし	9件
9	その他	76件

(注1)複数の主張がなされた事件もあるので、主張の数は任意性が争いとなった事件の総数である218件よりも多い。

## (注2) その他の例

- ・ 被疑者のコミュニケーション能力や理解力が欠如していた
- ・ 通訳人による正確な通訳がなされていない
- ・ 裁判には調書を提出しないと嘘をつかれた

# (2) 審理の内容

表13は、任意性が争いとなった218件について、公判における任意性立証に関する審理内容を示したものである(注)。

被告人質問のみが行われた事件が101件(46.3%),特段の審理が行われなかった事件が12件(5.5%)など,合計137件(62.8%)については、取調官の証人尋問が実施されていない。

他方,被告人質問と取調官の証人尋問の両方が実施された事件は合計8 1件(37.2%)であった。

表13 任意性が争いとなった公判における審理の内容

	審理内容	該当事件数
取調点の	アー被告人質問	101件
取調官の 証人尋問不実施 (137件)	イ ア+書面審理等(注)	2 4 件
(13/ <del>11</del> )	ウ 特段の審理なし	12件

取調官の 証人尋問実施	アー被告人質問	49件
(81件)	イ ア+書面審理等	3 2件

(注)「書面審理等」には、捜査報告書等の書面の取調べ、取調べの録音・録画のDVDの取調べ等を含む。

# (3) 任意性に関する審理時間

表14は、任意性が争いとなった218件について、任意性の立証に関する審理時間を示したものである。

任意性に関する審理時間の平均は105分であり、裁判員制度対象事件に限定すると、123分であった(注)。

表14 任意性に関する審理時間

	該当事件数	平均審理時間	最長審理時間
全事件	218件	105分	610分
裁判員制度対象事件	6 1 件	123分	497分

(注)任意性立証のうち検察官による立証に限れば、審理時間の平均は67分(裁判員制度対象事件での平均は92分)であり、最長で390分(裁判員制度対象事件での最長審理時間は323分)であった。

## (4) DVDの取調べ状況と裁判所の判断

表15は、裁判員制度対象事件で任意性が争いとなった61件について、取調べの録音・録画を実施した件数、DVDが公判で取り調べられた件数及び任意性についての裁判所の判断を示したものである。

任意性が争いとなった 6 1 件の 5 5,録音・録画を実施していた事件は 4 4 件であり、いずれの事件についても弁護人に DVD が開示された。その 5 5,DVD が証拠調べ請求されて公判廷で取り調べられた事件は 2 5 件であり、その 5 5 6 検察官から証拠調べ請求された事件が 2 4 件、弁護人から証拠調べ請求された事件が 1 件であったが、そのいずれについても任意性が認められた。

なお、上記 25 件における DVD の証拠調べに要した時間は、平均 38 分間であり、証拠調べに要した時間が最短のものが 15 分間、最長のものが 9 0分間であった。

表15 裁判員制度対象事件におけるDVDの取調べ状況

裁判員制度 対象事件数	任意性が争われた件数	任意性が争わ れた事件のう ち録音・録画 実施した件数	DVDが公判 で取り調べら れた件数	任意性についての 裁判所の判断
1 659/4	C 1 14	4 4 //-	0.5/4	任意性あり:25件
1,653件	61件 44件		25件	任意性なし: 0件

表16は、DVDが公判で取り調べられた事件においてDVDに言及した判決における指摘事項を示したものである。

DVDが公判廷で取り調べられた25件のうち、DVDに言及した判決は11件あったが、このうち、録音・録画が全過程に及んでいないことを問題として指摘した判決は不見当であった。

表16 DVDが取り調べられた事件における裁判所の判断

番号	裁判所	罪名	判決における指摘事項
1	東京地裁	現住建造物 等放火等	弁護人は、被告人の捜査段階の供述について、警察官からの、被告人の年齢、知能、迎合しやすい性格への配慮を欠く、長時間・長期間にわたる脅迫的、威圧的な取調べ、偽計、利益誘導、強引な誘導による取調べによってなされたものであり、任意性がないと主張し・・・DVDに録画されている取調べ等の被告人の供述態度・・・などの事情にも照らせば、被告人は、相当に社会適応力を身に付け、自己の利益を主張することができていたものと認められ、弁護人の指摘は当たらない。
2	広島地裁	強盗殺人等	弁護人は、・・・被告人は、被害者やその遺族に対する申し訳ないという気持ちから、取調官に言われるまま、迎合的に供述したものであるなどの事情から、その任意性に疑いがあり、証拠から排除されるべきであると主張しています。・・・取調べ状況を録音録画したDVDによれば、被告人自身、自分の言葉で事件について供述していることが分かります。このような被告人の供述は、それまでの取調べにおいて、取調官に誘導されるまま、自らの意思に反して供述してきたその延長としてされたものであるとは到底考えられません。・・・以上より、・・・被告人は、自らの意思で供述したものであり、その任意性には疑いがないものといえます。
3	大阪地裁	覚せい剤取 締法違反, 関税法違反	弁護人は、本件検察官調書は被告人に対する違法・不当な取調べに基づいて作成されたものであるから、任意性がないと主張する。しかし、取調べ担当検察官が、被告人を取り調べたときの状況として証言するところは、・・・被告人に対する取調べ状況の一部を録音・録画したDVDに記録された被告人の態度・言動とも符合するものであって、その信用性に疑いを差し挟む事情はうかがえない。被告人は、・・・机を叩かれたり、にらみつけられたりしたので怖かったなどと供述するが、本件DVDにおける被告人の態度・言動(違法薬物の認識の点を含め、自分の言葉で進んで話す場面や、通訳を介した検察官の問い掛けに大きくうなずく場面が随所に見られる。)を見ると、被告人が供述するような取調べが行われたことを疑わせる様子は全くうかがえない。また、被告人は、①検察官の取調べの際も、通訳が速すぎたのでそのことを言ったが、取り合ってもらえなかった、②検察官からは、警察官による取調べの際、暴行を受けていないかという確認はされたが、脅迫・利益誘導の有無の確認はなかったとも供述する。しかし、①の点については、本件DV

			Dに記録された被告人と通訳人とのやりとりの様子を見ても、被告人が通訳人に不満を抱いている様子は全くうかがえない(かえって、被告人は、「通訳はよく理解できた」と述べている。)。②の点についても、検察官が警察官による暴行の有無を確認しながら、脅迫・利益誘導の有無は確認しなかったというのはそれ自体不自然であるし、現に、本件DVDにおいて、検察官は被告人に対し、暴行のほか、脅迫・利益誘導の有無についても被告人に確認している。弁護人は、本件DVDについて、録画の停止・再開が相当回数行われている可能性があると主張し、・・・本件DVDの映像からすると、録音・録画の停止・再開が行われていないことは明らかであり・・・。被告人は、「取調べをした警察官は、自分が違法薬物の認識を否認すると、机を叩いたり、机を蹴ったり、にらみつけたり、大声を出したりした。・・・」などと供述する。しかし、本件DVDに記録された被告人の態度・言動からは、前記供述のような警察官らによる取調べが行われたことを疑わせる様子は全くうかがえない(かえって、被告人は、明確にこれを否定している。)。・・・本件検察官調書の任意性に疑いを差し挟む事情はない。
4	大阪地裁 堺支部	危険運転致 死	被告人は、本件の事故で受けた急性硬膜下血腫の症状のため、内容を十分理解することができない状態で検察官の取調べを受けたなどの事情があり、その検察官調書には任意性・・・がなく、証拠から排除されるべきであると主張する・・・検察官の取調べ状況を記録した録音・録画状況等報告書からは、被告人は、検察官の質問の趣旨を理解してめいりょうに答え、本件調書もその内容を再度確認していた様子が認められる。・・・本件調書が作成された取調べの際、被告人が・・・・頭重感等を感じていたとしても、被告人の供述の任意性を失わせる程度のものではなかったと認めるのが相当である。
\$	山形地裁	殺人,強姦 致死等	弁護人は、被告人の検察官調書には、任意性がなく、 証拠として採用するべきではないとも主張するが、取調 べ状況に関するDVDの内容に照らすと、被告人は、な ごやかな雰囲気の中で警察官に対する供述とは異なる供 述もしていたと認められることからすると、その供述は 任意になされたものであると認められる。 (弁護人の具体的主張) 「取調べの中で、被告人は、強盗や強姦の目的はなか ったことを繰り返し主張したが、取調官は聞き入れず、 かえって種々の威迫、つまり脅したり不安を感じさせ たりする行為を伴った取調べや、自分の考える筋立て に沿った誘導質問や、理屈で相手を屈服させようとす る理詰めの取調べを繰り返し行った。その際、被告人 の知的能力が考慮されることもなかった。そうした取

			調べにより供述調書が作られていき、被告人が拒否しても、それへの署名指印が強く求められた。こうして、被告人は精神的に大きな打撃を受け、次第に異常な心理状態に追い込まれていった。そのような中、警察官による取調べと並行して検察官による取調べもなされ、任意の供述が期待できる心理状態が回復する前に、強姦の目的があったとする内容の自白調書が、検察官によって作成されるに至った。」
6	静岡地裁沼津支部	強盗殺人等	弁護人は、被告人の捜査段階の供述調書のうち、公訴事実に沿う自白をした部分等に関して、取調官に読み聞かされた内容と実際に作成された調書の記載内容が異なっているとか、被告人の言い分と異なる内容が調書に記載されていることを指摘したので、その部分は訂正されたものと思って署名指印したとか、被告人の言い分や訂正の申出が取調官に聞き入れられず、仕方なく署名指印したとか、被告人が図面に記入した言葉が正しい意味で翻訳されていないなどを理由として、当該部分に任意性はなく、証拠排除すべきである旨主張する。・・・検察官が・・・・取調べ状況の一部を録音・録画したDVDを見ても、弁護人が主張するような任意性を疑わしめる形跡は見い出せない。・・・被告人の捜査段階の供述調書の任意性は優に認められる。
7	熊本地裁	殺人	弁護人は、・・・本件自白調書について、・・・任意性を欠くから証拠排除すべきであると主張する。・・・録音録画状況等報告書謄本添付のDVDに記録された、本件自白調書を読み聞かされ、署名、指印する前後の被告人の発言内容や態度にかんがみれば、弁護人の主張を踏まえても、その任意性に疑いはない。(弁護人の具体的主張)「調書に書かれているのは、Aさんが自由に話した内容ではありません。・・・Aさんの本心とは違うところを、検察官が読み上げ、検察事務官がタイプして印刷した紙に、疲れ果て諦めの気分にあったAさんがサインしてしまったからでした。いわば検察官の作文です。そのようなものは、これでは、
			のは、そもそも「被告人の供述を録取した書面」ではありません。また、身柄を拘束され、肉体的にも、精神的にも疲れ果てていたときに作成されたのがこの調書です。 Aさんが、逮捕・勾留という身柄の拘束を経験するのは初めてでした。・・・Aさんは、神経症の既往がありました。弱い睡眠薬の処方は受けていましたが、連日の追及的な取調べなどから、眠ることができず、疲れも蓄積していました。Aさんがこの調書にサインしてしまったのは、勾留期限の最終日という疲労のピークでした。」

		締法違反, 関税法違反	る利益誘導や圧力を受けたことから得られた自白や、麻薬・覚せい剤犯罪捜査規範に違反する取調べにより、強制的に供述を引き出した自白を前提とするものであって、任意になされたものではない・・・と主張・・・。しかし、被告人は、検察官による取調状況を録音・録画された際に、否認から自白に転じた理由や、捜査官に対する不満等について、尋ねられたのに、捜査官から利益誘導を受けたなどという苦情を申し立てなかったことが明らかである。
9	大阪地裁	殺人	被告人は、「弁解録取手続では一貫して刺突行為及び殺意を否認する供述をしたが、検察官はこれを全く聞き入れることなく、自ら創作した内容の弁解録取書を勝手に作成した」旨供述し、弁護人も、・・・任意性・・・を争っている。・・・被告人のいわゆる取調DVDによれば、上記弁解録取手続において、暴行脅迫や不当な利益誘導はなく、また、被告人には供述拒否権が告知されており、被告人は弁解録取書の内容に不満があれば署名指印を拒否できることを理解していた上、最終的に上記弁解録取書の内容に納得して署名指印したことを被告人自身も認めているところであり、・・・その供述の任意性についても優に認められる。
	大阪地裁	傷害致死	被告人の検察官調書の供述は、任意になされたものではないと主張する。その任意性を争う主張は、先行する警察官の取調べで、どうせ殺人なのだから応じないと大変なことになるなどと威迫を受けてその悪影響が持続し、当該検察官調書も取調べ前に作成されていて、自暴自棄になった被告人が真摯に受け答えをせず、調書を読み聞かされるときも同様の状況下、作成されたためというのである。・・・録音、録画がされたDVDの画像によると、検察官は、被告人に対し、最初に黙秘権を告げて取調べを開始し、警察と検察庁とは別組織であることも明確に告げた上、あらためて被告人の弁解供述を自ら聴取しようと努めているものと認められる上、その際、警察官や自らの取調べに不当な点がなかったかについても尋ね、そのようなことはなかった旨の発言を被告人から得ていたことが認められ、被告人の供述内容を確認しないで検察官調書を勝手に作成していた様子も全く窺われない。しかも、検察官調書の読み聞けに際して、被告人は、老眼鏡を掛けて検察官がパソコンの画面を見て読み上げる同調書の内容について、同調書原本を一枚ずつめくりながら目で追ってこれを聴き取っていたと認められない。・・・検察官調書が被告人の任意の供述を録取したものであることは明らかである。
11)	横浜地裁	現住建造物	検察官作成の録音・録画状況等報告書によると、検察

等放火未遂 官が、本件放火により本件居室に火が燃え移るおそれが あると認識していたことを含む一連の行為について、検 察官に対し、微笑さえ交えるほどの友好的な雰囲気で、 落ち着いた心情に基づき, 任意かつ自発的に供述してい た状況が、明らかである。このような状況を踏まえると、 弁護人が主張するように、被告人の供述が、検察官の強 力な誘導によって録取されたものとは考えられない。し かし、・・・被告人は、関わりを持った人物との間で、・・・ 表面的ないし形式的に、良好な関係を築こうとする傾向 が見受けられる。・・・被告人が、・・・軽佻に面前の質問者 の意図に迎合する供述をした疑いをぬぐい去ることがで きない。しかも、その供述内容を見ても、・・・犯行態様と やや整合しない犯行動機が述べられているなど、不自然 な点も見受けられる。したがって、被告人の供述は、・・・ 被告人の一連の行為や事実経過と整合し、それらを合理 的かつ納得できる程度に説明する内容が多く含まれると しても、その内容どおりの事実を認定するほど十分な信 用性を備えているとまでは認められない。(表18〔信用性 が否定された事件の概要] (8)事案と同一事案)

# (5) 任意性又は信用性が否定された事件の概要

表17は、任意性が争いとなった218件のうち、任意性が否定された事案(9件)の罪名、争点、任意性に関する被告人の主張、任意性が否定された供述調書の種類、裁判所の判断を示したものであり、表18は、信用性が否定された事案(9件)の罪名、争点、任意性に関する被告人の主張、信用性が否定された供述調書の種類及び裁判所の判断を示したものである。なお、任意性又は信用性が否定された合計18件については、いずれも身柄事件であった。

表17 任意性が否定された事件の概要

	罪名	争点	被告人の主張	調書の種類	裁判所の判断
1	傷害	暴行態様	殴打行為を認めれば釈放すると言われた。	警察官調書	・警察官は、「家族や仕事を心配して早く 釈放してほしいと願う被告人に対し、殴っ たことを認めなければ今後も長期間拘束さ れるが、殴ったことを認めれば釈放される 旨述べて、被告人に約束ないし利益誘導し、 ・・殴った事実を自白するよう仕向けたも のと認められ、・・・被告人の供述調書は、 任意性に疑いがあるものであり、・・・この 証拠請求をいずれも却下したものである。」 ・ 有罪(顔面を1回殴打した行為について

					は認定できないとして縮小認定)
2	窃盗		響で記憶が失われている間に作	警察官調書	・ 任意になされた供述でないという疑いがあるとして証拠調べ請求を却下した(供述調書の証拠調べ請求を却下した理由につき,判決に詳細な記載なし。)。 ・ 有罪(公訴事実どおり認定)
3	危険運転致傷等	色信号	を浴びせたり, 机の引き出しを 思い切り締めて 大きな音を出す など強圧的な取	検察官調書	<ul> <li>任意性に疑いがあるとして証拠調べ請求を却下した(供述調書の証拠調べ請求を却下した理由につき、判決に詳細な記載なし。)。</li> <li>有罪(公訴事実どおり認定)</li> </ul>
4	郵便法違反等	意	15年の刑を科	検票官	・①検察官が、被告人に対し、「懲役15年になる。」、「自分がそれに影響力がある。」旨のことを述べたことは否定で以上に大というとのことを変官についるとと、②検察官が、大きな想定であると、②検察官が、可能性では、一次を利用して、対応を有して、のよいで、のは、では、一次により、のは、では、のは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
(5)	大麻取締法違反	大麻の認識	鑑定内容の信用性を争いつつ,捜査官はその誤った鑑定結果を前提に取調べをした。	警 調 察 官 調 察 書 官 調 察 書 官 調 察 書 官	<ul> <li>任意性が争われた供述調書の一部につき, 証拠調べ請求を却下した(供述調書の証拠 調べ請求を却下した理由につき,判決に詳 細な記載なし。)。</li> <li>有罪(公訴事実どおり認定)</li> </ul>
6	業務上過失傷害	過失	体調不良であっ たにもかかわら ず,十分な配慮 がなされないま ま取調べを受け た。	警調 検調 調書	<ul> <li>任意性が争われた供述調書につき,証拠調べ請求を却下した(供述調書の証拠調べ請求を却下した理由につき,判決に詳細な記載なし。)。</li> <li>有罪(公訴事実どおり認定)</li> </ul>

ı	1 1			1	
7	強制わいせつ	実行行為	検察官が弁解の 内容を全く取り 合ってくれず, 供述の変更を迫った。	検察官調書	<ul> <li>任意性が争われた供述調書の一部につき、 証拠調べ請求を却下した(供述調書の証拠 調べ請求を却下した理由につき、判決に詳 細な記載なし。)。</li> <li>有罪(公訴事実どおり認定)</li> </ul>
8	傷害	実 行 行 為	脅迫や利益誘導等がなされた。	警調検調察書察書官,官	・「警察官調書2通・・・になったと、 ・「警察官調書をいれたとの2名任意は、しいれたとの2名任意はが争れたとの2名任意をの2名任意をいいるとの2名任意をである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	強盗致傷等	財物奪取の目的	警喧と護よ検響ない。	検書	・ 「被告人が供述するとうない。 警察では取り、警察ではないである。するとうななすないがある。するとないで、とないがある。などのでは、がいると、では、がいると、では、がいると、では、がいると、では、がいると、では、でででで、では、がいると、では、でででで、ででで、ででで、ででで、ででで、ででで、ででで、ででで、でで

	による違法,不当な取調べの影響を遮断するために特段の積極的措置を講じたとはいえない。したがって,そのような中で作成された本件調書もまた,警察段階における違法,不当な取調べの影響が遮断されておらず,やはりその任意性に疑いがあるといわざるを得ない。」・録音・録画を拒否したため。)。・有罪(財物奪取の目的で暴行を加えたと認定するには合理的な疑いが残るとし,窃盗罪と傷害罪を認定)
--	---

# 表18 信用性が否定された事件の概要

	罪名	争点	被告人の主張	調書の種類	裁判所の判断
	詐欺等	犯意	「引も白認なた。「引き白いないのでは、ののではいいでは、とと社のではいいでは、のではいいでは、のではいいでは、のではいいでは、のではいいでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	警調検調察書察書	・任意性は肯定。 ・「・・犯行当時、被害者宅に湿気がなく、あるいかないことを認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を
2	窃盗	犯人性	「係す脅白立なさに申意会で、係す脅白立なさに申意会で、ははとるがしる。さればとるがしいでは、は、はな益と人た弁絡が、まい誘と選の護を関索と自の」導も任に士懈関索と自の」	警調検調客書祭書	・任意性は肯定。 ・①取調状況に関する警察官の供述を直ちに信用することはできず、その点についての被告人の公判供述を排斥することは困難であること、②被告人の捜査段階の自白は、被害現場の状況と符合せず、警察官調書と検察官調書の内容が食い違っているなど、罪を認めた犯人が供述した内容としては、不自然、不合理な点が多い上、その内容にも、具体性や臨場感に乏しく、裏付けにも乏しいこと等から、取調警察官に誘導され

			怠された。		るがままにした供述であり、検察官に対してもそれに合わせて供述したにすぎないのではないかという疑念を払拭し難いなどとして、信用性を否定した。 ・ 無罪
3	強姦致傷等	姦	自発的に虚偽を 述べた後、撤回 できなくなって しまった。	警調検調客書祭書	<ul> <li>任意性は争われていない。</li> <li>被告人は、自らの性的行為の内容を誇大的に供述する傾向があるようにうかがえる上、被告人の自白も、セックスをするつもりであったという抽象的な内容にとどまり、真に迫った内容の供述は録取されていなどとして、信用性を否定。</li> <li>録音・録画実施なし(当初自白していた少年の被疑者が、家庭裁判所から検察官送致された時点では否認に転じていたため。)。</li> <li>有罪(強制わいせつ致傷等を認定)</li> </ul>
4	銃刀法違反	イフ所		警察官調書	<ul><li>・任意性は肯定。</li><li>・「被告人の公判廷における供述の内容,態度からは,被告人には質問に対して迎合的な答えをする傾向が認められ」るとして,信用性を否定。</li><li>・ 有罪(公訴事実どおり認定)</li></ul>
5	殺人等	犯人性	警察官から、取 調中に脅迫的向 言辞を申しめ虚 の自白をした。	検書	・任意性は肯定(被告人自身、検察官の取調べでは脅迫的な言辞等はなく、自分から作り話をした旨述べているため。)。 ・共犯者の有無、犯行態様及び犯行に密接に関わる部分について、前提となる事実や客観的証拠と矛盾し、秘密の暴露等も含のとならず、第三者を庇うために虚偽として、信用性を否定。 ・録音・録画実施なし(被疑者が録音・録画を拒否したため。)。 ・無罪
6	傷害・暴行(被害者2名)	暴行行為	「し所なと手のけわしたと裁悪た、おてとりない言書なるというにとととととというにとおった。	警調検調	・任意性は肯定。 ・暴行事件について,取調状況の詳細はともかく,取調官の誘導に従い,被害者供述の内容を受け入れたものにすぎないものだった可能性が払拭できず,また,その後に行われた傷害事件の取調べにおいても,取調官から追及され,その誘導に従って不実の自白を受け入れたという可能性は否定できないなどとして,信用性を否定。 ・有罪(暴行罪について無罪,傷害罪について暴行罪を認定)

7		犯人性	睡眠 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	警調検調供祭書祭書書	<ul> <li>任意性は肯定(取調べを中止してほしい旨を言ったことがないなどという被告人の供述や、警察官調書には、あらかじめ捜査官が知り得ず、その後の捜査で裏付けられた事実関係が含まれているなどのため。)。</li> <li>秘密の暴露や他の客観的証拠によるであるとの裏付けがない重要事項に関する変遷があり、初期以外の自白の大部分については、取調官の取調べ姿勢にも疑問を差し大む事情があるとした上、場当たり的に考慮し、信用性を否定。</li> <li>無罪</li> </ul>
8	現住建造物等放火未遂	物への放火の故	検察官の強い誘導によって調書 を取られた。	検書官	・任意性は肯定。 ・被告人の供述が、検察官の強力な誘導によって録取されたものとは考えられないが、被告人が、軽佻に質問者の意図に迎合する供述をした疑いをぬぐい去ることができず、内容を見ても、犯行態様とやや整合しない犯行動機が述べられているなどとして、その内容通りの事実を認定するほどの十分な信用性を備えているとまでは認められないとした。 ・録音・録画実施あり(DVDの内容に対する裁判所の判断は、表16の番号⑪を参照。)。
9	強制わいせつ致傷	いせつ目が	警女の性らつ言わあき,にたい味れいわな自目評いの供いの供いのはらかまれせたと査っない。れせたと査っないであいまれいわな自目評いの供がまれいわな自目評いの供いまれいわな自目評いの供いまれいわな自目評いの供	検書官	・任意性は肯定。 ・「後告人のというでは、 ・「後の告人のというでは、 ・「後のというでは、 ・「後のないい)のかれば、 ・「後のないい)のかれば、 ・でもして、 ・でもいるでは、 ・でもいるでは、 ・でもいるでは、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでも、 ・でもないでして、 ・でもないでして、 ・でもないでして、 ・でもないでして、 ・でもないでので、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・でもないで、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できるのの、 ・できる。 ・できるの、 ・できるの、 ・できるの、 ・できるの、 ・できる。 ・でき。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・でき。 ・で。 ・できる。 ・で。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・できる。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で

	正すことがないまま迎合的に自白に及んだというのも常識に照らし不合理とはいえない。そうすると、被告人の供述が、任意になされたものだとしても、その信用性を肯定することはできない。」 ・録音・録画実施あり(ただし、被告人質問終了後、当該検察官調書が証拠採用されたため、DVDの証拠調べ請求を撤回した。)。 ・有罪(わいせつ目的を認めるには合理的疑いが残るとして傷害罪を認定)
--	--

# 第4 検察における取調べの録音・録画の調査

検察においては、平成18年8月、裁判員制度対象事件について、任意性の効果的・効率的な立証方策の検討の一環として、身柄拘束中の被疑者取調べの録音・録画の試行を開始し、その試行結果は、平成21年2月に最高検から公表された「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」に取りまとめられている。

検察においては、この検証結果を踏まえ、平成21年4月からは、裁判員制度対象事件であって、自白調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件について、検察官の判断と責任において、身柄拘束中の被疑者取調べのうち、相当と認められる部分の録音・録画を実施している。

このような取調べの一部録音・録画の実施により得られる経験は、録音・録画が被疑者の供述心理や供述内容等に与える影響を把握し、可視化の対象事件や範囲を検討するための有力な資料となると考えられたことから、更に近時の取調べの録音・録画の運用状況について調査することとした。

#### 1 調査方法

平成22年6月1日から平成23年5月31日までの1年間に、全地検において、録音・録画の実施対象となり得た事件について、録音・録画の実施の有無、そのうち実施されなかったものについては不実施の理由及び実施されたものについては供述態度・供述内容の変化に関して調査を行った。

# 2 実施総数と不実施の理由

調査対象期間に録音・録画の対象となり得た事件の総数は1790件であり、そのうち、1583件については録音・録画が実施され(実施率88.4%)、207件(11.6%)については実施されなかった。

そして、複数回の録音・録画が実施された事件もあり、1583件の事件に対し、合計1802回の録音・録画が実施された。

表19は、罪種別に、録音・録画の実施回数の合計を示したものである(注1)

(注2)(注3)。

なお、実施された録音・録画の1回当たりの平均収録時間は、約31分間であり、最長収録時間は、約163分間であった。

表19 罪種別の録音・録画実施回数

罪  種	回数
強盗殺人,強盗致死傷,強盗強姦等	590回
殺人等	475回
傷害致死等	6 7 回
強姦致死傷、強制わいせつ致死傷、集団強姦致傷等	227回
現住建造物等放火等	231回
覚せい剤取締法違反, 麻薬特例法等	102回
通貨偽造,偽造通貨行使等	6 7 回
その他	7 9 回

- (注1) 罪種欄の罪又は当該罪の未遂罪を含む事件について録音・録画を実施した回数を計上しており、重複もある。
- (注2)「通貨偽造,偽造通貨行使等」には,偽造通貨交付を含む。
- (注3)「その他」は、逮捕監禁致死、保護責任者遺棄致死、危険運転致死、銃砲刀 剣類所持等取締法違反等である。

表20は、録音・録画が実施されなかった 207件について、その理由を分類して示したものであり、155件(全体の 8.7%)は、被疑者が録音・録画を拒否したために実施されなかったものである(注)。

表20 録音・録画を実施しなかった理由

実施しなかった理由	件数

1	被疑者が録音・録画を拒否した。	155件(8.7%)
2	組織犯罪等,録音・録画を行うことにより,取調べの真相解明機能が害されたり,関係者の保護や協力確保に支障が生じるおそれ等があった。	8件(0.4%)
3	外国人事件で通訳人の協力を得られない場合,録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難な場合等,録音・録画の実施に障害があった。	14件(0.8%)
4	その他	30件(1.7%)

## (注) ②ないし④の具体例 (一部) は,以下のとおり。

- ②:暴力団員である被疑者が、上位者の犯行への関与を供述しており、そのことが判明すれば暴力団関係者に危害を加えられるかもしれないなどと強い不安を抱いていたことから、不実施。
- ③:被疑者が少年鑑別所に入所中であったところ,同所に録音・録画の機材を搬入することができなかったことから,不実施。
- ③:東日本大震災の影響により、交通機関が麻痺し、押送困難につき、不実施。
- ④:被疑者が事実を認めているものの具体的な記憶がないと供述している事案 につき、検察官調書で立証すべき事項がないと判断して、不実施。
- ④:被疑者が結核に罹患していることが発覚し、勾留の執行を停止したため、 不実施。

## 3 録音・録画の影響

## (1) 被疑者が録音・録画を拒否した理由

表21は、被疑者が拒否したために録音・録画が実施されなかった155件について、その拒否理由を分類して示したものである。

拒否理由が明らかなものの中では、取調べを受けている姿を他人に見られたくないとの理由が38件(24.5%)と最も多かった。

表21 被疑者が録音・録画を拒否した理由

	拒否した理由	件数
1	取調べを受けている姿を他人に見られたくない	38件(24.5%)
2	共犯者等からの報復をおそれる	3件 (1.9%)
3	緊張して十分供述ができない	8件 (5.2%)
4	事実を供述しており録音・録画は必要ない	20件(12.9%)

(5)	弁護人の指導・助言により, 応じられない 弁護人と相談しなければ, 応じられない	23件(14.8%)
6	その他	63件(40.7%)

- (注) ⑥その他の具体例(被疑者の発言内容)は、以下のとおり。
  - ・「やりたくない。理由は言いたくない。」
  - ・「裁判において、自分が不利になってしまうのではないかと思うので、拒否します。」
  - ・「自分の態度や話し方が不遜に見えて、被害者の心情を害したり、裁判官や裁 判員に反省していないなどと思われ心証が悪くなる。」など。

# (2) 供述態度及び供述内容の変化

表22は、調査対象期間内に録音・録画の対象となり得た事件のうち、録音・録画が実施された1583件、合計1802回の取調べについて、被疑者の供述態度や供述内容の変化を分類して示したものである(注1)。

1802回の取調べのうち、249回(13.8%)について、被疑者の供述態度に何らかの変化が認められた。具体的には、口が重くなったり(27回、1.5%)、言葉を選んで話すようになる(46回、2.6%)などした(注2)。

また、1802回の取調べのうち、70回(3. 9%)について、被疑者の供述内容に何らかの変化が認められた。変化の内容としては、従前と比較して刑事責任の軽い内容を供述したり(30回、1.7%)、供述が曖昧になる(16回、0.9%)などというものだった(20)(21)。

表22 供述態度及び供述内容の変化

	変化の内容	回数
供述態度の変化	緊張していた	177回(9.8%)
	言葉遣いが変わった	29回(1.6%)
	口が重くなった	27回(1.5%)
	言葉を選んで話すようになった	46回(2.6%)
	カメラを意識していた	49回(2.7%)
	その他	23回(1.3%)
供述内容の変化	従前と比較して刑事責任の軽い内 容を供述した	30回(1.7%)

Ī		
	供述が曖昧になった	16回(0.9%)
	その他	27回(1.5%)

- (注1) 1回の録音・録画において複数の変化があった場合は、それぞれに計上している。
- (注2) 供述態度の変化の内容のうち、「その他」に計上したものとしては、
  - ① 精神科入通院歴のある被疑者について、録音・録画開始後、精神状態が 悪化し、検察官との受け答えが困難になったもの
  - ② 平素の取調べ時には、反省の態度が全く見られず、被害者への謝罪の言葉も一切なかったが、録音録画時には、反省の弁や被害者への謝罪の言葉を述べるなどしたもの
  - ③ 被疑者の声が小さくなったもの などがあった。
- (注3) 供述内容の変化の内容のうち、「従前と比較して刑事責任の軽い内容を供述した」及び「供述が曖昧になった」との回答があった事件は45件あり(そのうち1件は双方に該当)、そのうち既に地方裁判所の判決宣告があったものは12件あり、そのうち6件の確定記録を調査することができた。

その結果, 3件については,録音・録画実施前の被疑者供述が,その信用性を否定されることなく,裁判所により証拠として採用されていた。

残りの3件については、記録上、録音・録画実施前の被疑者供述の信用性 についての裁判所の判断は不明であった。

- (注4) 供述内容の変化の内容のうち、「その他」に計上したものとしては、
  - ① 未検挙の共犯者の氏名を自発的に供述しなくなったもの
  - ② それまで述べたことのない反省の弁を述べたもの
  - ③ 供述調書を読み聞かせた際,犯意の自白部分に至ったところで,被疑者の方から,供述調書の内容を否定し犯意を否認する旨の発言があったが,その真意を確認した結果,供述調書どおり,犯意を認めたものなどがあった。

## 第5 取調べの適正確保方策の運用状況調査

取調べの録音・録画は、取調べの適正確保に資すると考えられるところ、近年、検察においては、取調べの適正確保のために様々な方策が講じられてきたところであり、可視化の対象事件や範囲を検討するに当たっては、これら適正確保のための方策の運用状況についても把握する必要がある。

そこで、適正確保のための方策のうち、「逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等 との接見に対する一層の配慮」、「取調べに関する不満等の把握とこれに対す る対応」について、運用状況を調査することとした。

## 1 逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との接見に対する一層の配慮

## (1) 調査方法

最高検は、平成20年5月1日付け依命通達「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」等(以下「接見配慮通達」という。)を発出し、各検察官に対し、同年9月1日から、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人又は弁護人となろうとする者(以下「弁護人等」という。)との間の接見に対して、一層の配慮を行うよう求めている。

具体的には、①弁解録取の際に、被疑者に対し、弁護人選任権を告知するとともに、取調べ中に弁護人等と接見したい旨の申出があれば直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を告知した上で、被疑者(被疑者国選弁護制度の対象となる者を除く。)から弁護人選任の申出があった場合には、直ちに所要の措置をとること、②検察官の取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合、特段の事情のある場合を除き、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡すること、③検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合、間近に取調べの予定があっても、弁護人等と協議して接見時間の長短を調整するなどして直ちに接見の機会を与えるよう配慮し、現に取調べ中であっても、遅くとも直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮するなど、これまで以上に柔軟な対応をとることなどを求めている。

そこで、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間に、全地 検において、被疑者又は弁護人等からなされた接見配慮通達に関する申出の 内容及びそれに対する検察官の対応について調査を実施した。

## (2) 申出内容と検察官の対応

表23は、申出者ごとに申出内容を分類するとともに、それに対する検察官の対応状況を示したものである。

調査対象期間中に合計3280件の申出がなされており、そのうち、被疑者からの申出が合計427件、弁護人等からの申出が合計2853件であった。

①被疑者からの申出のうち、弁護人選任の申出は98件であり、そのうち93件については、検察官は直ちに所要の措置を講じているが、5件については、被疑者の指定した弁護士が不在であったり、弁護士会が勤務時間外であった(4件)などの事情により、直ちには弁護士に連絡することができなかった(注1)。

また、②被疑者からの申出のうち、弁護人等と接見したい旨の申出は32

9件あり、そのうち319件については、検察官は直ちに弁護人等に連絡しており、10件については、被疑者の指定した弁護人が不在であった(4件)、被疑者において拘置所又は警察署に戻ってからの接見を求めた(4件)など特段の事情が存したため、直ちには連絡しなかったものの、いずれも検察官において適宜の時期に弁護人等に連絡するなどの措置を講じている(注2)。

③弁護人等からの接見の申出のうち、取調べ中でないときに接見の申出があったのが2543件であり、そのうち2518件については直ちに接見の機会を与えるように配慮しているが、25件については、弁護人等の申出が取調べ(弁解録取を含む。)を開始する直前であったり、弁護人等の接見希望時刻が取調べ実施中であった(11件。いずれも取調べ終了後直ちに接見の機会を与えている。)、検察庁の接見室が全て使用中である等の理由で接見室が利用できなかった(10件。いずれも、接見室が利用できるようになった後、あるいは警察署に戻った後に接見の機会を与えている。)などの事情により、直ちには接見を実施できなかった(注3)。

また、取調べ中に接見の申出があったのが310件であり、そのうち305件については直ちに接見を実施し、あるいは直近の休憩等の機会に接見を実施しているが、5件については、検察庁の接見室の利用可能時間外である等の理由で接見室が利用できない事情があったことから、弁護人等と協議の上、取調べ終了後に警察署での接見の機会を与えている。

以上を全体として見ると、検察官が、調査対象期間中に被疑者又は弁護人等から接見等の申出を受けた3280件のうち3235件(98.6%)で直ちに弁護人に連絡し又は接見をさせるなどの措置が講じられており、その他の場合もできる限り早い時期に適切な措置が講じられていた。

- (注1) 本文に記載した事例のほか、被疑者が自分で弁護士に連絡する旨申し立て たため、検察官において、直ちに所要の措置を講じることなく、約40分 後に弁護士に連絡した事例(1件)がある。
- (注2)本文に記載した事例のほか、①弁解録取の際に申出を受けたが、間もなく 弁解録取が終了見込みであった(1件。弁解録取終了後直ちに連絡した。), ②被疑者の供述に基づき、捜索差押えを要する被疑者車両の所在確認に向 かうところであって、捜査に顕著な支障を来すおそれが考えられた(1件。 被疑者車両確認直後に弁護士事務所に連絡した。)との特段の事情により、 弁護人に直ちに連絡することはできなかった事例があった。
- (注3) 本文に記載した事例のほか、①間近に裁判官の勾留質問が予定されていた ため直ちに接見の機会を与えられなかったもの(2件)、②共犯者の接見後 の申出であり、被疑者と共犯者が接触することを避けるため、短時間の待 機後に接見の機会を与えたもの(1件)、③主任検察官が公判立会中のため、 直ちに接見の機会を与えられなかったもの(1件。弁護人と協議した結果、 取調べ終了予定時刻には弁護人が所用により来庁できないとのことであり、

被疑者が警察署に戻った後に接見の機会を与えた。)があった。

表23 申出内容と検察官の対応

申出者	申出内容	検察官の対応	件数
被疑者	弁護人の選任		9 8
		直ちに連絡	9 3
		その他	5
	弁護人等との接見		3 2 9
		直ちに連絡	3 1 9
		その他	1 0
	小計		4 2 7
弁護人等	取調べ中でないときに	接見の申出	2, 543
		直ちに接見の機会	2, 518
		その他	2 5
	取調べ中に接見の申出		3 1 0
		取調べ中又は遅くとも 直近休憩等の際に接見 の機会	3 0 5
		その他	5
	小計		2, 853
総計			3, 280

## 2 取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応

## (1) 調査方法

最高検は、平成20年5月1日付け依命通達「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について」(以下「不満対応通達」という。)を発出した。

その内容は、同年9月1日から、弁護人等から被疑者の取調べに関して申 入れがなされたとき及び被疑者から取調べに関する不満等の申入れがなされ たときは、その申入れを受けた検察官又は検察事務官は、所定の様式の書面 を作成して当該事件の決裁官に報告し、同決裁官において、速やかに所要の 調査を行って必要な措置を講じ、その調査結果や措置については、捜査・公 判に与える影響等を考慮しつつ、申入れを行った弁護人等又は被疑者に対し て、適時に可能な範囲において説明を行うものとされた。

そこで、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間に、全地検において、弁護人等又は被疑者からなされた不満対応通達に関する申入れ、これに対して当該決裁官によってなされた調査結果及び講じられた措置の内容等について、調査を実施した。

## (2) 不満等の申入れに対する調査結果

表24は、申入れ者ごとに、不満等の申入れの件数とそのうち当該決裁官が 必要な措置を講じた事件の件数を示したものである(注)。

調査対象期間内に、不満等の申入れが合計477件なされており、そのうち決裁官による調査の結果として必要な措置が講じられた件数は11件(2.3%)であった。

表24 不満等の申入れに対する調査結果

	申入れ者	숨 計
弁護人		4 2 2
	決裁官によって必要な措置が講じら れた	9
被疑者等(被疑	<b>産者又は被告人)</b>	5 1
	決裁官によって必要な措置が講じら れた	2
その他		4
	決裁官によって必要な措置が講じら れた	0
	合計	477

(注)「その他」の4件の申入れ者は、被疑者の職場の上司(1件)及び被疑者の 配偶者(3件)である。

## (3) 決裁官によって必要な措置が講じられた事件について

表25は、決裁官によって必要な措置が講じられた11件について、申入れ 内容、決裁官による調査結果及び講じられた措置の内容について示したもの である。 これら11件については、決裁官において、当該取調べを担当した検察官 を指導するなどの措置を講じている。

なお、これら11件のうち、9件については公判請求されており、平成23年6月30日現在、6件については一審で有罪判決が言い渡され、3件については一審係属中である。有罪判決が言い渡された6件のうち、被疑者の供述調書の任意性が争われた事件はなく、1件についてのみ被疑者の供述調書の信用性が争われたが、一審判決において信用性が肯定された。

表25 決裁官によって必要な措置が講じられた事件における申入れ内容, 決裁官による調査結果及び講じられた措置の内容

申入れ者	申入れ内容 (被疑者の主張)	調査結果	講じた措置
弁護人	警察官が、被疑者 の言い分を聞き入 れない。 被疑者に対し、留 置生活について「税 金泥棒だ」などと 侮辱的な発言をし た。	警察官が、被疑者が「忘れた。」ないと繰り返すがのになったといいであったといいであったといいである。 記憶図から、左記ののような発言をよどした。	検察官において、警察官に、言動に注意するように求めた。弁護人にその旨説明して了解を得た。
弁護人	検察官が、手拳を 机に打ち付け、怒 鳴った。	検察官が、反省を 促すために、語気 を強め、机を1回 叩いた。	担当検察官に, 言動に注意するよう指導した。
弁護人	取調べ終了時に, 検察官が,「首を洗 って待っていてく ださい」などと発 言した。	検察官が, 起訴することを伝える意味で, 左記のような発言をした。	担当検察官に、起訴することを伝えるのであれば、その旨を端的に伝えるべきである旨指導した。
被疑者等	警察官が,被疑者 に対し,侮辱的な 発言をした。	警察官が, 冗談で, 品位を欠く内容の 発言をした。	検察官において、警察の 捜査主任に、取調べ警察 官の交代を求め、了解を 得た。
弁護人	検察官が,威圧的な言い方をして, 床を踏み鳴らすな どした。	検察官が、被疑者 を追及した際、語 尾を強めたり、床 をコツコツと踏む などした。	担当検察官に, 言動に注意するよう指導した。

被疑者等	在宅事件の取調べで,警察官が,被 疑者に罵声を浴びせた。	警察に申入れの趣 旨を伝えたところ, 警察も既に申入れ 者に対応していた。	検察官において,納得できなければ警察に申し入れるよう伝え,被疑者の 了解を得た。
弁護人	検察官が、調書を 言な際、、 調書を当るのでである。 をこれででは、 をでいるでは、 をでいるでは、 をでいるでは、 が、、「 には、 が、、「 には、 が、、「 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	検察官が、調書を 言な際、は でで でで でで でで でで が、「話し でで が、「話し でで でで が、「ました では でで が、「まった でが、「まった では ない」な に でが、こと でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、	担当検察官に、調書を訂 正する際に、左記のよう な方法を採ることのない よう伝えるとともに、言 動に注意するよう指導し た。
弁護人	警察官が,否認し ていた被告人に対 し,利益誘導によ り自白を得ようと した。	警察官において, 起訴後の取調べを 行っていたが,利 益誘導をした事実 は認められなかっ た。	検察官において、警察の 捜査主任に、今後も起訴 後の取調べについては、 取調受任義務がないこと を告げた上、同意を得る ことを確認した。
弁護人	警察官が,「本当の ことを言わないと 勾留期間が延びる」 などといった発言 をした。	警察官が、一般の 刑事手続を説明する中で、左記のような発言をした。	検察官において,取調べ 警察官に,利益誘導など と受け取られかねないよ うな言動に注意するよう 求めた。
弁護人	警察はこれの としい 連察は はない としい 連 を が の と と と と と と と と と と と と と と と と と と	警不をはないでは、しれ者を中人連ないでは、これ者を中人連ないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	検察官において、今後も 被疑者から接見の申出を 受けた場合には直ちに弁 護人に連絡すべきことを 確認した。
弁護人	警察官が、被疑者の額を掌で突いたり、腹部を殴打したり、耳を引っ張ったり、脛を蹴ったり、たりした。	警察から,左記の 事実がある旨の報 告があった。	被疑者を拘置所に移送 し、被疑者や同席してい た通訳人等から事実確認 をした上、警察に対し、 取調べ警察官を厳正に処 分するよう求めた。

警察官が、被疑者 の権利を否定する ような発言や、弁 護人との信頼関係 を阻害するような 発言をした。 取調べ警察官は,特別公 務員暴行陵虐罪により検 察官に送致されるととも に,停職6月の懲戒処分 を受け,依願退職。

## 第6 確定事件記録の検討

我が国の捜査においては、事案の真相解明のために取調べが重要な機能を果たしているとされ、取調べの録音・録画によりその機能が損なわれるとの指摘もあることから、具体的事件に基づいて、「取調べを通じた被疑者等の自白が事実認定においてどのような役割を果たしているのか」、「取調べの録音・録画が捜査にとって有用なこともあるのではないか」、「取調べの録音・録画が取調べの機能にどのような影響を与えると考えられるのか」という点を検討することとした。

#### 1 調査方法

①平成21年1月5日から同年6月30日までの間に確定した事件のうち、現住建造物等放火、強姦等、収賄等、殺人、強盗殺人等、公職選挙法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反等の一定の重い罪名を含む全ての事件(777件)及び②全国の高検及び地検の検察官から、確定の時期を問わず、取調べの可視化の在り方を考える上で参考になる点を含むとして推薦を受けた事件(179件)の合計956件を対象として確定事件記録を調査し、参考となる事例を抽出した。

## 2 調査結果

取調べの可視化の具体的な在り方を検討する上で有用と考えられる事例について,別添資料1「事例集」のとおり

- 自白の役割に関する事例
  - ・ 被疑者の自白がなければ起訴できなかったと考えられる事例
  - ・ 被疑者の自白がなければ当該罪名では起訴できなかったと考えられる事 例
  - ・ 被疑者の自白がなければ重要な情状事実を解明できなかったと考えられ る事例
  - ・ 共犯者等の自白がなければ被疑者を起訴できなかったと考えられる事例
- 取調べの録音・録画が有用であると考えられる事例
  - ・ 録音・録画をしていれば、取調べ状況をめぐる争いを防止できたと考え られる事例

- ・ 録音・録画をしていれば、供述調書への署名・指印を拒否する被疑者の 供述を証拠化できたと考えられる事例
- ・ 録音・録画をしていれば、被疑者が弁解を不合理に変遷させていること を明らかにすることができたと考えられる事例
- 取調べの録音・録画が取調べに影響を与えると考えられる事例
  - ・ 被疑者の心理や供述態度に影響を与えると考えられる事例
  - ・ 被害者や関係者のプライバシー等に影響を与えると考えられる事例
  - ・ 捜査手法に影響を与えると考えられる事例
- の各項目ごとに取りまとめた(注1)。

上記①の777件の事件のうち、逮捕当初否認していた被疑者が起訴までに自白に転じた事件が106件あり(13.6%)、そのうち司法警察員の取調べで自白に転じた事件が81件で、検察官の取調べで自白に転じた事件が21件であり、その他が5件であった(注2)(注3)。

また、自白がなければ起訴することが困難であると考えられる事件が157件 (20.2%)、自白がなければ当該罪名で起訴することが困難であると考えられる事件が25件 (3.2%)、被疑者が否認していたものの、共犯者が自白していたために起訴できたと考えられる事件が23件 (3.0%) であった。

さらに、組織的犯罪に該当する事件は104件(13.4%)、被疑者の供述に関係者の名誉等に重大な影響を及ぼす内容が含まれていた事件は121件(15.6%)、被疑者が供述又は調書化をちゅうちょ又は拒否していた事件は17件(2.2%)であった。

- (注1)「事例集」は後記第7のヒアリング調査等によって得られた事例からも抽出 している。
- (注2) 検察官の取調べで自白した後、否認に転じ、その後に警察官の取調べで再度 自白するに至った事件が1件あり、これについては、司法警察員の取調べ及び 検察官の取調べで自白に転じたものとしてそれぞれ計上している。
- (注3)「その他」には、裁判官による勾留質問時に自白に転じたもののほか、調査 した結果、いずれの段階で自白に転じたのかが不明なものが含まれる。

## 第7 ヒアリング調査、検察官アンケート調査

取調べの録音・録画が捜査・公判に及ぼし得る影響の内容,程度等を把握するためには、豊富な取調べ経験を有する捜査経験者等から意見聴取することが有効であるとも考えられた。

## 1 ヒアリング調査

## (1) 調査方法

捜査・公判経験の豊富な検事28名及び現場の第一線で捜査に従事してい

る又は従事していた警察官14名(いずれも既に退職した者を含む。)に加え、取調べでの通訳経験を有する通訳人7名(注)を対象として、個別に聞き取り調査を実施した。

(注) 7名中3名は、録音・録画が実施された取調べでの通訳経験を有している。

## (2) 調査結果

別添資料2「ヒアリング調査結果(主な意見)」記載のとおり。

## 2 検察官アンケート調査

## (1) 調査方法

平成23年4月20日時点で高検又は地検に勤務する検事(検事長,検事正等を除く。)のうち、平成20年4月30日以前に任官した者1100名を対象として無記名方式でアンケート調査を実施し、1042名の検事から回答を得た。

## (2) 調査結果

取調べの可視化(一部を含む。)について、取調べの適正確保の効果があると考える検事が77.1%,自白の任意性の立証・判断を容易にすると考える検事が85.4%,信用性の立証・判断を容易にすると考える検事が70.7%であるなど、取調べの可視化に関して一定の有用性を肯定する検事が多数であった。

他方で,近時,被疑者から真実の供述の獲得が困難になったと考えている検事が74.5%であり,取調べの可視化によって,被疑者から真実の供述を獲得することが困難になると考える検事は91.0%であった。

また、86.4%の検事が、真相解明を図るためには現在取り得る捜査手法では十分でないと考えていることも明らかとなった。

詳細は、別添資料3「国内アンケート調査結果」記載のとおり。

# 事例集

## 第1 自白の役割に関する事例

- <u>1 被疑者の自白がなければ起訴できなかったと考えられる事例</u>
  - (1) 被疑者の自白がなければ犯罪の存在自体を認定できなかったと考えられる 事例

## 事例 1 - 1

暴力団甲組組員Aが、兄貴分のBらとともに、甲組幹部Cを監禁して絞殺した上、その死体を土中に埋めて遺棄した事案。

Aの供述に基づいて、Cの死体が発見されたため、A・Bらを殺人罪、死体遺棄罪によって立件できた事案であり、Aの自白がなければ、殺人罪、死体遺棄罪での起訴はできなかった。なお、Aも、当初は、組織から命を狙われることを怖れて否認していた。

## 事例1-2

店の主人Bが被害者となった遺体なき殺人事件。

Bの失踪後、同店の店員Aが商品を勝手に持ち出すなど不審な行動をしていたことなどから、Aの関与が疑われたが、これを裏付ける証拠は一切なかった。

別件で逮捕されていたAを取り調べたところ、Aは、「店にあった美術品でBを 撲殺し、遺体を運河に捨てた。」旨の自白をした。死体は発見されるに至らなかっ たが、Aの供述どおりの場所にBの血痕が多量に付着していたことから、Aの供述 が裏付けられ、殺人罪、死体遺棄罪で起訴された。Aの自白がなければ起訴はでき なかった。

#### 事例 1 - 3

Aが、祖父母と同居している建物にライターで点火して放火し、祖父を死亡させた事案。

祖父母への不満を抱いていたことからAが犯人として疑われたが、Aは、当初、 失火である旨の弁解をしており、ほかにAの犯行であることをうかがわせる証拠は なく、Aの自白がなければ、放火はもとより、殺人について起訴することはできな かった。

#### 事例 1 - 4

Aが、合コンに参加したB女を泥酔させた上、姦淫した事案。

B女の体内からAの精液が検出されており、AがB女と性交した事実は認定でき、 しかも、目撃者の供述によってB女が泥酔していたことも認定できるものの、B女 には被害時の具体的記憶がなかったため、Aの自白がなければ起訴はできなかった。

## 事例 1-5

税務署職員Aが、Bと共謀し、相続税の納付期限延長等の相談に訪れていたCから現金合計1000万円を受け取り、Cのために有利な書類を偽造するなどの不正行為に及んだという贈収賄の事案。

当初、Cは、任意での取調べを拒否しており、また、A及びCは、逮捕後もしばらくはBの存在を隠した形で虚偽供述をしていたが、その後、3名とも自白するに至った。

現金の授受の大半が密室において手渡しで行われており、被疑者の自白がなければ、事実関係の特定は困難で、起訴することはできなかった。

## 事例1-6

被害届が提出されていなかった強姦未遂事件について、被疑者供述を端緒として立件した事案。

風呂に入っている女性C女をのぞき見しようとして住居侵入罪により逮捕された Aが、別件のB女に対する強姦未遂事件を自白した。Aの供述をもとにB女に確認 したところ、強姦未遂の被害に遭ったことを話すに至り、気持ちの整理を付けた上、 警察に告訴状を提出した。そのため、AをB女に対する強姦未遂罪でも起訴した。

## (2) 被疑者の自白がなければ犯人性を認定できなかったと考えられる事例

#### 事例 1 - 7

ラブホテル内におけるデリヘル嬢B女に対する強盗殺人、強制わいせつ致死事

件。Aの使用車両が犯行時刻ころ犯行現場付近で目撃されていること、Aが実母Cに犯行をほのめかす供述をしていたことなどが明らかとなり、Aが容疑者として浮上し、Aに対する任意取調べを実施した。

Aは、当初、死刑になることを怖れて否認していたものの、警察官の身上経歴に関する苦労話を聞くと共に、自分の生き方について諭されるなどしたことから、B女に申し訳ないことをしたと考え、取調べで自白した。Aの供述に基づき、B女の携帯電話と財布も発見されたことから、Aを強盗殺人、強制わいせつ致死事件で起訴した。

## 事例1-8

公園のトイレで男児Bの絞殺遺体が発見された事案。

実母Aは、「ちょっと目を離したすきに男児がいなくなって殺された。」旨供述したが、本件への関与が窺われる不審人物も浮上せず、むしろ、Aが自らの難病に加えて、発達障害をり患している男児Bのことを思い悩んでいた事情が明らかとなり、Aによる犯行の疑いが浮上した。

そこで、Aを取り調べたところ、Aは男児Bの首をビニールチューブで絞めて殺したことを自白し、更に凶器は、実家のゴミ袋の中にある旨供述した。そして、その実家のゴミ袋の中を捜索したところ、Aの供述どおり、凶器のビニールチューブが発見された。

## 事例1-9

近隣のホテル3軒に対する連続放火事件。

Aが、いずれの日も被害に遭ったホテルに宿泊していたことから、本件の容疑者として浮上した。警察は、Aの行動確認をし、Aが4件目の犯行に及んだ場面をビデオ撮影することに成功した。そこで、このビデオを主要な証拠としてAを逮捕したところ、Aが、逮捕事実とともに、前記3件の放火についても自供したことから、余罪についても立件できた。

余罪事案については、Aの自白がなければ、起訴できなかった。

## 2 被疑者の自白がなければ当該罪名では起訴できなかったと考えられる事例

事例 1 - 1 0

勤務先の上司Bから借金の返済を迫られたAが、返済に窮して、Bを殺害するとともに、その財布を奪った事案。

Aは、犯行後、妻の説得によりBの財布を持参して警察に出頭したが、当初、強盗殺人の故意を否認し、「Bが、借金を返済しないAに激高し、『そんなに金がいるなら、勝手に持っていけばいい。』と言って財布を投げ付けてきた。馬鹿にされたと思ってカッとなって殺害した。財布は無意識に自分のポケットに入れた。」旨弁解していた。その後、Aは、「財布を盗って、借金も免れようと思った。」として、強盗殺人の故意を認め、Aを強盗殺人で起訴した。

Aの自白がなければ、殺人と窃盗での起訴に止まった可能性が高い。

## 事例 1 - 1 1

知人女性Bに交際を断られたことを逆恨みしたAが、B女を失神させて姦淫した上、殺害し、同女のキャッシュカード等を窃取した事案。

AがB女の遺体を自宅押し入れに1か月余り隠匿していたことから、遺体の腐敗により死因等が判明せず、Aの自白がなければ、殺意、姦淫事実は認定できず、傷害致死等による起訴に止まった可能性が高い。

#### 事例1-12

Aが、出産直後の男児Bの顔面をマットに押し付けて窒息死させた殺人事件。 解剖の結果、男児Bの死因が窒息死であることは判明していたが、男児Bの殺害 方法は客観証拠から明らかでなく、目撃者も存在していないことから、Aの自白が なければ、保護責任者遺棄致死罪又は重過失致死罪等での立件にとどまった可能性 もある。

#### 事例1-13

Aが、同僚とのあつれき等によって重度のストレス反応状態に陥り、妻のB女と心中しようと考え、就寝中のB女を絞殺した事案。

B女もAがうつ病にり患したことを悩んでいた事情が認められる上,犯行場所が Aの自宅で,目撃者も存在しないことなどから,殺害についてB女の承諾を得た旨 の弁解がなされた場合には,殺人罪で起訴することができず,承諾殺人罪での起訴 にとどまった可能性があった。

# <u>3 被疑者の自白がなければ重要な情状事実を解明できなかったと考えられる事</u> <u>例</u>

事例 1 - 1 4

Aが、死後に姦淫する目的で女性を殺害しようと考え、通りすがりのB女を車ではねた後、首を絞めるなどして殺害しようとした事案。

当初,警察は,B女の供述や事件の客観的態様から,Aが前方不注視により交通事故を起こしたところ,その発覚を恐れ,首を絞めてB女を殺害しようとしたとの事実を認定して,同事実でAを緊急逮捕しており,Aもこれに沿う供述をしていた。しかし,その後,Aは,死姦目的を自白するに至り,B女を殺害しようとした動機が明らかになった。

なお、Aは、本件の動機について、過去の性風俗店での経験によって、性行為をしている自分を相手に見られたくないと思うようになったため、女性を死姦したいと思うようになったと詳細に供述しているが、当初、この点を供述しなかった理由について、自分がこのような猟奇的な願望を抱いていたことを母を含め家族に知られたくなかったからであると述べていた。

## 4 共犯者等の自白がなければ被疑者を起訴できなかったと考えられる事例

事例 1 - 15

Aが、不倫関係にあったB女とともに、B女の夫Cを殺害して現金を強取した事案。

B女が警察に申告したことから発覚した事件であり、その後のB女の供述に基づいて、Aも逮捕され、強盗殺人罪等によって起訴されるに至った。もっとも、逮捕当初、B女は、1人で夫Cを殺害した旨弁解して、Aに関する供述を一切していなかったが、これはAと不倫関係にあったことが子供たちに発覚することを怖れたためである。

## 事例1-16

覚せい剤の営利目的譲渡事件。

暴力団甲組の組員Bが、若頭Aから覚せい剤を入手した旨供述したことから、完

全否認であったAを覚せい剤取締法違反により起訴した。

Aの公判で、Bは、「氏名不詳の中国人から覚せい剤を入手した。」旨証言し、捜査段階の供述を翻したが、Aの捜査段階の供述が信用できるとして、有罪が言い渡された。

## 事例 1 - 1 7

暴力団甲組組員Bが拉致され,行方不明となった事案。

対立暴力団乙組のA組長以下6名の組員の関与が疑われたため、別事件で起訴されていた6名の取調べを実施した。

当初、6名は、いずれも、「拉致した男は解放した。解放後、どこかにいなくなってしまった。」旨弁解したが、なお、粘り強く取調べを実施したところ、下位者で、拉致の実行行為者でが、「上位者DがBの足を拳銃で撃った。Bを車のトランクに入れて運んでいたところ、Bが死亡した。」旨自白し、共犯者の関与状況を明らかにするとともに、死体の遺棄場所も供述し、その場所から死体が発見されたことから、否認していたAらについても起訴することができた。

## 事例1-18

Cが行方不明になっていたことから、Cの失踪直前にCと接点があったA及びBを任意で取り調べたところ、A及びBは、Cを殺害して死体を一旦山に埋めた後、掘り返して更に川に投棄したことを供述したため、両名を死体遺棄で逮捕した事案。

しかし、A及びBの供述に基づいて死体の捜索を行ったものの、死体を発見することができなかったため、殺人罪の立件はできずにいた。その後、Aが、取調官に対して「実は、死体はフッ酸の中に投げ入れて、溶かして処分した」と供述し、警察においてAの供述するフッ酸の貯蔵庫を捜査したところ、フッ酸の中からCの入れ歯が発見された(死体は溶けてなくなっていた)。そこで、Aの自白に基づき、Aのほか、当初の虚偽供述を最後まで維持したBについても、殺人で起訴した。

#### 事例1-19

夫Aと妻B女が共謀の上、B女の連れ子Cに対し、しつけの名の下に、日常的な暴行を加えるとともに、全裸の状態で寒冷な自宅浴室内に逮捕監禁した上、全身に冷水を浴びせるなどしてCを死亡させた事案。

実行行為者Aを逮捕して取り調べたところ、B女との共謀についても認めるに至

ったことから、それらの証拠をもとに、B女を逮捕し、起訴することができた。 なお、Aは、B女と共同審理されたが、公判では、B女と同じく、「本件はAの 単独犯であって、B女の責任は幇助犯にとどまる」と主張し、B女をかばう供述に 終始した。

## 事例1-20

土地開発行為に関する市長の諮問機関である審議会の委員であるAが、宅地開発を計画していた建設会社役員B、C及び同社から造成工事を請け負うことを予定していた建設会社の役員Dから現金50万円を受け取ったという収賄事件。Aは犯行を否認していたが、対向犯であるB、C及びDの供述により、収賄事実が特定され、起訴することができた。

## 第2 取調べの録音・録画が有用であると考えられる事例

# 1 録音・録画をしていれば、取調べ状況をめぐる争いを防止できたと考えられる事例

## 事例 2 - 1

外国人であるAの日本語能力が問題となった事案。

Aは、取調べ時に、自ら日本語でメモを書くなどしながら、犯行を自白する供述をしたことから自白調書を作成した。しかし、公判では、「私、日本語分からない。 読めない。書けない。」と虚偽の弁解をし、自白調書の任意性・信用性を争った。

## 事例 2 - 2

通訳人に説得されてやむなく署名したと主張した事案。

Aは、検察官に対して殺人の犯行態様、殺意を含めて自白し、その旨の検察官調書を作成し、通訳人を介して読み聞かせたところ、Aは署名・指印するとともに、通訳人に対して、「上手に通訳してくれてありがとう。」と御礼の言葉を述べた。

しかし、公判では、犯行態様と殺意を否認し、検察官調書について、「読み聞かせ時に、通訳人に対し、『そんなことは言っていない。』と申し立てたが、通訳人と口論となり、最終的に、通訳人から、『いいから署名しろ。』と言われやむなく署名した。」などと主張して任意性を争った。

#### 事例 2 - 3

Aが取調室で犯行再現をしていたにもかかわらず、公判で犯行態様を争った事案。

Aは、犯行を自白していたが、被害者Bを蹴った場面については、ロ下手なこともあってなかなか説明しなかった。そこで、説得していたところ、Aが取調べ中に立ち上がり、「こんな感じで蹴った。」と言って、取調室の椅子を蹴り、犯行態様を再現しながら自白したことから、AがBを蹴る場面について自白調書を作成した。

しかし、公判では、犯行態様の一部を否認するとともに上記自白調書の任意性を争い、検察官が「こうやって蹴ったんだろう。」と言って机を蹴ったのでやむなく認めたなどと虚偽の弁解をした。

## 2 録音・録画をしていれば、供述調書への署名・指印を拒否する被疑者の供述 を証拠化できたと考えられる事例

事例2-4

Aが、犯行状況を詳細に供述しつつも、弁護人からの指導により供述調書への署名・指印を拒否すると述べていた事案。

Aは、取調べにおいて、外国のホテルで敢行した保険金殺人事件について初期の 段階から事実を認めて詳細に供述したが、供述調書への署名・指印についてはかた くなに拒絶していた。取調官において、Aにその理由を尋ねたところ、弁護人から 供述調書に署名・指印をしないように指導されているとのことであった。

# 3 録音・録画をしていれば、被疑者が弁解を不合理に変遷させていることを明 らかにすることができたと考えられる事例

事例2-5

暴力団組員Aが、交際相手B女と共にバカラ賭博店を経営していた事案。

逮捕当初、Aは、「本件には全く関係ない。もちろん出資したこともない。」と述べて否認し、B女も、「Aはバカラ店に出資してくれたが、店を経営していたのは自分1人である。」と述べて、Aとの共謀の事実について否認していた。ところが、その後、弁護人が、A及びB女に順次接見した後、突如として、B女は、「Aから出資してもらったと供述したが、それは勘違いであって、Aに金を出資してもらったことも、Aから金を借りたこともない。」と述べるようになり、Aの弁解に沿うように、その弁解を変遷させた。

## 第3 取調べの録音・録画が取調べに影響を与えると考えられる事例

## 1 被疑者の心理や供述態度に影響を与えると考えられる事例

## 事例3-1

外国人グループに所属するAらが、暴力団組員を拉致して殺害した事案。

逮捕されたAらは、取調べにおいて、逃亡中のBが主犯であると供述した。しかし、「あいつは本当に何人も殺している。Bが、CとDを殺害したと聞いたことがある。自分がしゃべったことがばれたら絶対にBに殺される。あいつを捕まえて死刑にしてくれるなら署名する。」と述べて、調書化を拒否した(なお、その後、捜査機関が裏付け捜査を実施したところ、CとDが行方不明になっていることが判明)。

#### 事例3-2

暴力団甲組組員Aらが、暴力団乙組の組事務所に拳銃で発砲した事案。

警察において、当時、乙組と対立していた暴力団甲組に所属する現場指揮者Aと実行行為者Bを割り出し、同人らを逮捕して取調べを行ったところ、逮捕当初、現場に同行したことすら否定して完全否認していたAが、その後の取調べにおいて、甲組組長Cの関与を含めて、犯行を自白するに至ったため、Aの自白調書等に基づいて、C組長を検挙した。

なお、Aは、捜査官に対してC組長の関与を認めた後も、「上をうたったら業界の信用を失う。」などとして、この点に関する供述調書化を拒否しており、その後、C組長の関与について供述調書に署名・指印したが、「自分がしゃべっている姿を他人に見せるわけにいかない。」などと申し立てて、録音・録画を拒否した。

#### 事例3-3

覚せい剤の営利目的所持事件。

外国人の密売人Aが、検事の取調べにおいて、薬物の入手先等を含め、密売組織の全容について供述するに至ったものの、「弁護人と接見に同行していた通訳人は組織の人間である。弁護人を通じて、自分が供述した内容が組織に伝わると、家族に危害が及ぶおそれがあるので、組織の全容等について記載された供述調書に署名・指印することはできない。」と述べ、調書化を拒否した。

地元不良グループの構成員Aらによる振り込め詐欺事件。

実行担当者Aは、当初、単独犯行である旨弁解していたが、その後の取調べにおいて、主犯格であるBの氏名・役割等を含め、犯行の全容を供述するに至ったことから、Bらを検挙した。

なお、Aは、Bの関与を認めなかった理由について、「自分の供述によってリーダーが逮捕されたことが分かれば、後にリーダーから報復されるかもしれないし、このことが地元の仲間に知れ渡ったら、今後、地元で生活することができなくなると考えたからである。」旨述べた。

## 事例3-5

内縁関係にあるA女及びBが、共謀の上、A女が出産した嬰児Cを殺害し、その 死体を焼損して損壊した事案。

A女は、当初、自己の犯行は認めるものの、Bの関与は否定していた。その後、A女は、Bの関与を供述するに至ったが、暴力団組員であるBを怖れて調書化を拒否し、その後、取調官の説得により、調書化に応じるに至った。Bは、完全否認であったが、A女の供述により有罪となった。

#### 事例3-6

Aによる強姦事件。

捜査段階で自白していたAが、公判で否認に転じたことから、Aの余罪に関する 取調べの際に、Aに対し、公判で突然否認した理由を尋ねたところ、Aは、「裁判に は、女房も見に来ていたでしょう。やはり女房の前で強姦したことを認めることは できなかった。」と答えた。

## 事例3-7

Aが、親族である女性を殺害した事案。

Aは、殺害後、被害者Bの遺体を損壊していた。Aは、Bの遺体を損壊した理由 について、Bの行状に不満を抱いていたとして真の動機を供述したものの、この点

Aによる強盗強姦事件。

Aは、本件強盗強姦罪で逮捕されて自白し、警察及び検察で録音・録画を実施した。その後、Aは、数十件の強姦・強姦致傷等の余罪を自白したが、その際、「事件の内容も恥ずかしいし、取調べを受けている姿も見られたくないので、カメラはやめて欲しい。」と申し立てたため、余罪については、録音・録画の実施を断念した。

## 事例3-9

Aが、B女を強姦しようとしたが抵抗されて未遂にとどまった事案。

Aは、逮捕当初、単に金品強取目的にすぎないと弁解していたが、その後、自白するに至り、「知人女性C女と定期的にSMプレイに興じており、その経験から、裕福なB女を強姦して、SMプレイをして同女を屈服させれば、継続的にB女から金を引き出すことができると思い、B女を強姦しようとした。」と供述するとともに、本件と無関係のC女とのSMプレイに興じていた状況等についても供述した。そして、Aは、弁解していた理由について、「強姦目的であったことを認めると、自分の性的嗜好やC女との間で定期的にSMプレイに興じていたことまで供述せざるを得なくなり、そのことが同棲中のD女や家族に発覚することを怖れていた。」旨供述した。

## 事例3-10

会社社長Aが、愛人B女を従業員に仮装して架空人件費を計上するなどとして法 人税を免れた事案。

Aは、逮捕後も、経費の架空性を否認し、また、在宅で取調べをしていたB女も、査察調査の直前にAと別れたものの、長年Aと交際していたことから、当初、「出社はしていなかったが、会社からの指示を受けて仕事をしていた。」旨Aの弁解に沿う供述をしていた。検察官は、取調べの際、B女が泣きながら、実はAから罵倒されて捨てられて悔しい思いをしたことなどを供述し始めたことから、B女に対し、「そのようなAに義理立てする必要はないのではないか。」などと諭したところ、B女は、Aとの性的関係についても赤裸々に供述するに至るとともに、自らが架空の従業員であったことなどを認めた。その後、検察官は、B女の供述を前提として、Aの取

暴力団甲組組員Aが、甲組本部長Bらと共謀の上、配下組員Cに暴力を振るって死亡させ、死体を焼却処分した事案。

Aは、検察官による取調べにおいて、Bらとの共謀事実等を自白しつつも、「ビデオとか回しているんじゃないか。やくざだし、チンコロ野郎にはなりたくない。警察官を信用して、雑談として知っていることを話したにすぎない。」旨述べて、調書化することを拒否していた。

その後、このAの供述等に基づき、A及びBらを逮捕・起訴した。

#### 事例3-12

覚せい剤密売グループに所属するAが、同グループ後輩のBを助手席に乗せて普通乗用自動車を運転中、赤色信号を殊更無視して交差点に進入して、歩行者数名に傷害を負わせ、逃走した事案。

警察の取調べにおいて、A・B両名とも全く身に覚えがないとして否認していたが、Bの知人のCを取り調べたところ、調書化することを拒否しつつも、「Bが、以前、『赤信号を無視して高速度で運転中に人をはね、そのまま逃げた。Aだけでなく、俺も悪いんだ。』との話をしていた。」旨供述した。そこで、Bを取り調べたところ、Aが運転中に交通事故を起こしたことや、その犯行状況について、詳細に自白するに至り、Aを起訴した。

## 2 被害者や関係者のプライバシー等に影響を与えると考えられる事例

事例3-13

Aが、被害者B女方においてB女を強姦した事案。

Aは、犯行に当たり、B女宅にあった自慰行為用の器具を用いた旨の供述をしたが、取調官は、B女のプライバシー等保護の観点から、同供述内容を調書化しなかった。

また, 犯行状況の詳細についても, 同様の観点から, 立証に必要な最小限度の内容を調書化するにとどめた。

Aが、B女を数日間にわたって監禁した事案。

Aは、同事実によって逮捕・勾留されたが、取調べにおいて、監禁中にB女を強姦した事実を供述した。そこで、B女に確認したところ、B女は、強姦の被害にあった事実は間違いない旨供述したものの、強姦の被害に遭ったことが周囲に発覚することなどを怖れ、告訴しないとのことであった。そのため、取調官は、B女のプライバシー等保護の観点から、B女を強姦したことについては調書化しなかった。

### 事例3-15

高校からの帰宅途中の女子高校生を強姦した事件において、被害者が特定される おそれがあるため、被害者の氏名はもとより、被害者が通学する高校名も被疑者調 書に録取しなかった。

## 事例3-16

Aが、10年来の愛人であるB女と共に妻であるC女を殺害した事案。

Aは、C女、その両親及び3人の子供と共に居住していた。Aは、犯行を自白したが、その供述には、AとC女の間の次男とされている子供が実はAとB女との間の子供であることなども含まれていたため、取調官は、事件の立証に直接関係のない関係者のプライバシー等にわたる点については、調書化しなかった。

#### 事例3-17

Aによる食料品に関する偽装表示事件。

捜査の過程で、Aは、問題となった取引の過程でペーパー会社を介在させるなどして裏金を捻出し、その裏金を政治家やAと不倫関係にあった有名人女性への金品供与に用いていたことが判明し、Aもこれらの事実について詳細に供述したが、取調官は、本件事案と直接関係しないことや関係者のプライバシー等保護の観点から、調書においては概括的な記載にとどめた。

弁護士であるAが、破産管財人として管理していた資金を横領した事案。

Aは、経済状態が悪化し、弁護士業務が自転車操業に陥る中で犯行に及んだものであり、その経緯に関連して、弁護士として扱った個別の事件について、事案の具体的内容、依頼者の身上・性格・資産状況、依頼者から早期の事件処理を催促されていた状況等を詳細に供述した。しかし、取調官は、関係者のプライバシー保護等の観点から、調書においては概括的な記載にとどめた。

## 事例3-19

地方自治体の首長Aによる収賄事件。

逮捕事実や余罪として立件された事実とは別に、Aの初当選時、地元の名士でもあったAの父が、地元選出の国会議員らに対して金を配った旨記載された詳細なメモが発見・押収されており、取調べの中ではそのメモの内容についても話が及んだが、検事は、最終的にその証拠物に基づいて事件を立件することがなかったことなどから、そのメモに記載された内容については調書化しなかった。

#### 事例3-20

Aが、モデル撮影と称して女性を呼び出して強姦した上、その場面を撮影したビデオをネタとした恐喝を繰り返していた事案。

Aは、取調べにおいて、パソコンに保存していた多数の女性の裸体や姦淫場面の画像データを基に、各被害女性の具体的氏名を挙げながら、その犯行状況についても詳細に供述したが、警察官も検事も、被害女性の意向等に鑑み、立件しなかった事案に関するAの供述については調書化しなかった。

## 3 捜査手法に影響を与えると考えられる事例

事例3-21

中国人窃盗団に所属するAらによる住居侵入・窃盗事件。

現行犯人逮捕された中国人Aは、取調べにおいて、上位の共犯者Bらの人定を含めた犯行状況とともに、所属する中国人窃盗団甲の組織の全容について供述した。しかし、甲においては、構成員は、組織に加入する際、祖国の家族、連絡先などを明らかにするよう求められ、「組織を裏切ったら、家族らの命はないものと思え。」などと脅されており、Aも、現に、ミスを犯した構成員が指を折られるなどの制裁を受けた場面を目撃したことがあった。そのため、Aは、報復をおそれ、組織の全容はもとより共犯者の氏名や役割等に関する供述調書化を拒否した。

そこで、警察は、Bらの人定が判明した後も、直ちにBらを逮捕することはせずに行動確認を続け、Bらがその後に敢行した別の窃盗事件について捜査を進めた上で、同窃盗事件及びAと共に敢行した本件住居侵入・窃盗事件の両方で逮捕する形をとった。

## 事例3-22

暴力団組員Aら複数名が資金を出し合い、他組織の暴力団組長から、宅配便を利用して覚せい剤を共同購入した事案。

覚せい剤在中の宅配便を受け取って逮捕されたAは、当初、「他人に頼まれて宅配便を受け取っただけだ。」などと弁解したが、その後、検察官の説得に対し、「ここだけの話だが、知り合いの暴力団組員B、Cと共に現金を出し合って覚せい剤を買った。」などと供述して犯行を自白するとともに、捜査側が把握していなかった内容を具体的に供述した。しかし、他方で、Aは、「ヤクザの体面があるから、自分が話をしたことは公にしないでほしい。もちろん調書には署名できない。」と述べて調書化を拒否した。もっとも、この供述に基づく裏付け捜査により、B及びCを検挙した。

## 事例3-23

会社社長による脱税事件。

同社長の秘書Aを取り調べたところ、Aは、「社長から、証拠物の日記を隠せと指示され、駅のコインロッカーに隠した。」と供述したものの、Aは、同時に、「私が話したことは、誰にも言わないでください。」と強く申し立てた。

そこで、Aと打ち合わせ、取調べ終了後にAが駅のコインロッカーに立ち寄り、 日記を確認したところを、Aを尾行していた検事に見つかるという形を取ることに した。そして、Aも、検事も、取調べ終了後、打ち合わせどおりに振るまい、重要 な証拠物である日記を押収するに至った。

国立大学の医者による医薬品選定に絡む贈収賄事件。

製薬会社甲の社員Aが、別の製薬会社が開発した分子式の資料を窃取したという事件において、Aを窃盗罪で起訴した後の取調べで、Aに対し、違法行為をしている医者についての情報提供を求めたところ、Aは、ある国立大学の医者Bの名前を挙げた上、「Bの愛人の口座に振り込んでいます。」と供述した。

この供述については情報源秘匿の観点から調書化はせず,この供述に基づき,B の愛人の口座を調べたところ,甲社以外からのものも含め複数の入金が判明したことから,医薬品選定に絡む贈収賄事件を立件するに至った。

## 事例3-25

市長選において, 市議である選対幹部Aら数名が運動員を1人ずつ呼び出し, 現金を供与した現金買収事件。

Aは、取調べにおいて、「全部しゃべる。しかし、まだ調書にはしないで欲しい。 私の供述に基づき、他の人をしゃべらせ、その供述を先に調書にして欲しい。」と申 し立てた。その理由について、Aは、「一番先に自白したことが形に残り、裏切り者 と思われるのが耐えられない。」と話した。

## ヒアリング調査結果(主な意見)

## 1 検事及び警察官からのヒアリング結果

## (1) 我が国の刑事司法制度における取調べ・自白の位置付け

- 自白がなければ起訴に至らなかった事件はいくらでもあり、殺人、放火 などの事件は、誰かが見ているところで行われることはまれで、最後は本 人の供述によるところが大きい。
- 贈収賄や選挙違反事件の大半は、少なくとも供与者か受供与者の一方の 自白がなければ立件は不可能である。
- 自白がなければ起訴できない事件は枚挙にいとまがないが、例えば、被 疑者を任意同行して取り調べ、自白を得た上、その裏付けを取る(死体の 発見、被害者の骨の一部を発見、海の中から凶器を発見等)ことによって 真犯人の検挙に至る事例が挙げられる。
- 薬物事件の故意,延焼の認識,強姦の犯意の発生時期等主観面の立証は, 取調べにより獲得した被疑者の供述に頼っているのが実情である。殺意に ついても,被害者の身体の枢要部を傷つけているからといって直ちに殺意 が認定できるわけではない。
- 通常の犯罪においても、供述を得なければ検挙できない事件は山ほどあるが、取り分け、密室犯罪の検挙や組織犯罪において上位者に迫る突き上げ捜査は困難になる。
- 被疑者の供述に基づいて死体が発見されたような殺人・死体遺棄事件だけでなく、単純な無銭飲食の事案についても、弁解次第では自白がなければ起訴することは難しくなる。空き巣の事案でも、被疑者が盗品を持っていたというだけでは立件は不可能であり、自白がなければほとんど起訴できないのが現実である。また、共犯事件については、誰かが自白しなければ、実行行為を分担していない者を検挙するなどほとんど不可能である。
- 罪を犯した人間が、事件について自白し、処分について納得して、刑務 所で服役することが再犯防止、ひいては治安の維持につながるのではない か。否認したまま受刑しても、隔離の効果しかなく、出所後には再犯に及 ぶ可能性が高いのではないか。
- 自白がなければ立件できない事件はたくさんあるが、実務的には、仮に 起訴できたとしても、自白がなければ公判が長期化し、公判が回らなくな るのではないかという問題もある。
- 取調べにおいて被疑者を完全に自白させれば、被害者の証人尋問を実施 する必要がなくなる。例えば、性犯罪の被害者が、公判廷で証言すること

は屈辱的であり、二次被害になってしまうのではないか。

## (2) 取調べの録音・録画の有用性

- 取調べの全過程の録音・録画にプラス面があるのは事実であり,例えば, ①被疑者による任意性・信用性に関する虚偽の主張に容易に反論できる, ②弁解の不合理な変遷や,犯人でないならば当然するであろう弁解をしないことを映像で残すことができる,③いわゆる問答調書で不合理な弁解を記録化しようとすると,捜査官の意図を見抜かれて調書化に応じないことがあるが,裁判所がこの映像を見れば被疑者が犯人であるとの心証を抱くのではないかといったプラス面があると思う。もっとも,取調べの全過程の録音・録画には,取調べの真相解明機能が失われるという致命的なデメリットがある。制度設計に当たっては,この点をよく検討する必要があると思う。
- 取調べの初期の段階から事実を認めつつも、弁護人から拒否するよう指示されているので、供述調書に署名・指印できないと申し立てる被疑者が増えているが、黙っていることができない被疑者の場合には、録音・録画が有効であるかも知れない。
- 知的能力に問題のある被疑者の捜査段階の取調べにおいて,通常人並みの応答ぶりを示していたことを正確に証拠化するという意味で,録音・録画が有効であると考える。もちろん,質問が誘導的であるか,被疑者が自発的に供述しているか,迎合的に供述しているのかの判断にとっても有用であると思われる。(もっとも,知的障害者の取調べを可視化することについては,仮に虚偽自白であっても,DVDを見れば素直に話しているように見えてしまい,むしろ問題があるのではないかとの指摘をする意見もあった。)
- 被告人が、公判において、捜査段階の供述を翻して否認した場合、自白の任意性・信用性を争うため、取調べ状況を歪曲して針小棒大に訴えるケースが後を絶たない。捜査官が潔白であることを証明するためには、現在、検察が裁判員制度対象事件において実施している取調べの録音・録画は有効であると思われる。
- 供述調書を作成しない、あるいは簡単な供述調書を作成すれば済むよう になるのではないか。
- 取調べの全過程を録音・録画すれば、供述調書の任意性、信用性を判断する資料が大幅に増えることとなり、公判における検察・弁護双方の水掛け論のかなりの部分が解消され、また、そもそも任意性や信用性が争われる事例が減るのではないか。
- 取調べの全過程を録音・録画すれば、現状の取調べ適正化施策よりも、 より直裁的に取調べの適正を確保することができ、不当な取調べの防止に

資すると思われる。

## (3) 取調べの録音・録画による取調べの機能等への影響

- 特捜事件では、「絶対に名前を出さないでくれ。」と言って情報を提供する被疑者や参考人は相当程度存在し、そのような情報を端緒として贈収賄事件を立件することがあるが、可視化された場合には、そのような捜査手法をとれなくなる。
- 経済事件では、カネの流れの全体像を明らかにする必要がある場合、グレーなカネの流れだけでなく、白いカネの流れについても取り調べるが、その中で有名人を含め、様々な人の名前が出てくる。たとえ白いカネの流れたとして名前が出されたとしても、これが公になった場合には、世間的には何か事件に関係がありそうだと疑われて不利益を被ることになる。取調べの対象者も関係者に迷惑を掛けることを気にして、供述を渋るおそれがある。
- 取調べの全過程が録音・録画されることとなると、被疑者が身構え、緊 張してしまい、取調べや自白獲得はかなり困難になると思う。
- 元裁判官が、テレビで、「客観証拠に反するいい加減な供述をしている 被疑者を取調官が叱りつけるのは当然であって、それが任意性・信用性に 影響することはない。」と述べていたが、検事の中には、裁判所等から違 法又は不当な取調べだと非難されることを怖れ、そのような取調べもでき なくなる者がいるのではないか。
- 取調べにおいては、被疑者が被害者への不満を述べることが多々あるが、 その場合、取調官は、「検事が私のことを理解してくれた。」と思わせる ために、相づち等を打つことも必要になる。仮に可視化されていれば、被 害者等の目を気にして、被疑者の不満を黙って聞いたり、ましてや相づち を打つこと等は不可能になり、建前だけの淡泊な取調べになってしまい、 自白を得ることは困難になるのではないか。
- 被疑者が、捜査段階で完全に自白していても、公判では、「検事に脅された。」などと争う場合が多々ある。これは、関係者が傍聴する公判では、主張の通る余地が少ないことを分かっていながら、メンツのためにあえて否認するのである。逆に言えば、公判で争う余地が残されているからこそ、被疑者は、捜査段階で自白することも多い。
- 全面可視化した上でDVDの公開等を制限するという考え方があるが、 うまく機能しない。被疑者に対して、「DVDが表には出ない。」と説得 しても、被疑者から、「絶対に表に出ないなら、なぜカメラで撮るのか。」 と尋ねられた場合にうまく説明することはできない。
- (4) 取調べの機能に影響を与えない形での取調べの可視化はどのようなもの

## か。

- 取調べというのは説得の過程が大半である。取調べにおける説得ではなくても、人を説得する場面を誰かに見られるとしたら、誰も説得などできないのではないか。説得しないで、100%最初から真実を話すような被疑者はいない。調書を署名するところだけであれば、何とかなるかもしれないが、それ以外のところを録音・録画することは難しい。
- 弁解録取時及び自白後の取調べの録音・録画のほか、被疑者が再度否認 に転じた場合に最終段階の被疑者の言い分を聞くための録音・録画であれ ば可能であるように思う。
- 自白の獲得過程を録音・録画することには反対であるが、例えば、弁解録取手続について録音・録画を義務付けることも考えられるし、当初、否認していた被疑者が自白に転じた事件については、その後、当初否認していた理由や自白に転じた理由について取り調べる機会を作り、その回の取調べに限り全過程の録音・録画をすることもあり得るのではないか。
- 否認する被疑者を説得して自白を得る場面は、さすがに可視化されると自白を獲得することができなくなってしまうと思うが、今般の事態を踏まえると、被疑者の自白後に、1本目の調書を被疑者の面前で録取する場面を録音・録画することは必要かもしれないと思う。
- 録音・録画していないために任意性が立証できない場合など、立証不十分であることの不利益は検察官が負担するのであるから、取調べの録音・録画については、一律に義務付けるのではなく、立証責任を負う検察官の裁量で実施すべきである。
- 組織犯罪に限らず、共犯関係がある事件についても可視化は難しい。例 えば、中国人犯罪グループは、家族を犯罪組織に人質に取られているよう なものである。可視化するのであれば単独犯を対象とすべきであろうが、 捜査の最初の段階では単独犯かどうかは分からないので、その範囲を決め るのは難しいのではないか。

## 2 通訳人からのヒアリング結果

- 取調べの録音・録画が実施されることで、正確に通訳が行われたことを客観的に明らかにすることができる。また、通訳の適正に疑義をもたれることを防止することもできる。
- 適切に通訳を行っていれば、取調べの録音・録画によって、通訳人として の業務にデメリットが生じることはないのではないか。
- 取調べの録音・録画が実施されると、捜査段階での通訳内容を逐語的に再 現できるため、通訳に対する揚げ足取りのようなことが行われかねないので

はないか。

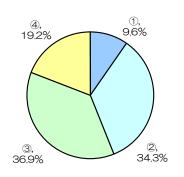
- 人間一般の心理として、カメラで撮られると、どうしても緊張してしまう ので、人によっては、緊張のあまり適切な通訳ができなくなってしまうので はないか。
- 外国人による犯罪の中には、組織的背景のある犯罪が少なくないと思われるところ、録音・録画が実施されると、通訳人が誰であるかが特定され、組織から逆恨みされて仕返しされるのではないかとの恐怖心を感じる。

## 国内アンケート調査結果

## 第1 質問回答者の属性

## 1 検事経験

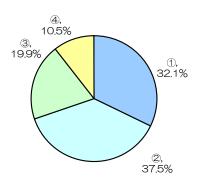
経験年数	回答人数	割合
① 3年以上4年未満	100	9.6%
② 4年以上10年未満	357	34.3%
③ 10年以上20年未満	385	36.9%
④ 20年以上	200	19.2%
合 計	1,042	100.0%



- (注) 1 平成23年4月20日現在の経験年数。
  - 2 「割合」欄は、小数点第2位以下で四捨五入しているため、各項目の合計が100にならない場合がある(以下、同じ)。

#### 2 録音・録画の実施経験の程度

経験回数	回答人数	割合	
① 経験なし	335	32.1%	
② 1回以上5回以下	391	37.5%	
③ 6回以上10回以下	207	19.9%	
④ 11回以上	109	10.5%	
合 計	1,042	100.0%	



## 第2 質問

#### 1 録音・録画の実施状況等

(1) 現在の録音・録画に際して、苦慮している点や問題点があれば具体的に記入してください(自由記載)。

被疑者が録音・録画を意識するため、緊張して口が重くなる検察官が必要以上に萎縮するなどして被疑者の追及が困難になる

(43人)(25人)

機材・部屋・通訳人の確保が困難である

(24人)

・ 被疑者の供述が後退する

(14人)

・ 被害者・関係者等のプライバシーの保護に配慮する必要がある

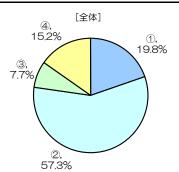
(4人)

## 2 取調べの可視化のメリット

#### (1) 取調べの可視化には、取調べの適正を確保する効果があると考えるか

#### [全体]

	割合
① 取調べの全過程を可視化するのであれば効果がある	19.8%
② 取調べの過程の一部であっても可視化すれば効果がある	57.3%
③ 取調べの可視化には効果はない	7.7%
④ 分からない	15.2%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]

[属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	20.2%	16.9%	22.3%	20.1%	19.8%
2	48.5%	55.9%	56.4%	65.8%	57.3%
3	7.1%	9.8%	7.3%	5.0%	7.7%
4	24.2%	17.4%	14.0%	9.0%	15.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### ※ 録音・録画の実施経験別

との意見もみられた。

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	21.2%	21.0%	17.5%	15.7%	19.8%
2	59.1%	54.9%	56.3%	62.0%	57.3%
3	6.0%	7.7%	10.7%	7.4%	7.7%
4	13.7%	16.4%	15.5%	14.8%	15.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### [意見等]

※ ②の選択者(595人)が、どの部分を可視化すれば取調べの適正確保を図ることができると考えているか(自由記載)

検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲で録音・録画を行えば良いと の意見が大多数を占めたが

 ・ 否認から自白に転じた直後に録音・録画すべきである
 ( 40 人 )

 ・ 認否を問わず、弁解録取手続における供述を録音・録画すべきである
 ( 40 人 )

※ ③の選択者(80人)が、可視化には取調べの適正を図る効果がないと考えた理由(自由記載)

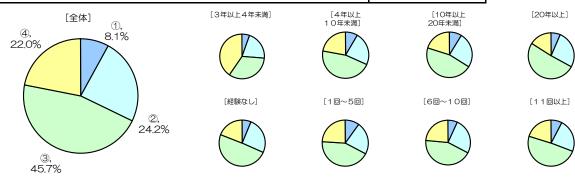
 ・ 取調べ以外の場で脅迫された等の弁解を新たに招くだけ
 ( 15 人 )

 ・ 取調べの適正確保は可視化以外の方法で図るべき
 ( 10 人 )

 ・ 現在でも適正な取調べがなされている
 ( 7 人 )

(2) 取調べの可視化により、被疑者が真実と異なる内容の自白をすることを防止する効果があると考えるか [全体]

	割合
① 取調べの全過程を可視化するのであれば効果がある	8.1%
② 取調べの過程の一部であっても可視化すれば効果がある	24.2%
③ 取調べの可視化には効果はない	45.7%
④ 分からない	22.0%
合 計	100.0%



#### [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	5.5%	8.7%	8.9%	6.6%	8.1%
2	20.9%	23.1%	24.9%	26.4%	24.2%
3	33.0%	46.0%	45.8%	50.8%	45.7%
4	40.7%	22.3%	20.3%	16.2%	22.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	6.5%	10.1%	7.1%	7.7%	8.1%
2	25.3%	22.8%	25.8%	23.1%	24.2%
3	49.1%	43.0%	43.4%	49.0%	45.7%
4	19.1%	24.1%	23.7%	20.2%	22.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## [意見等]

※ ②の選択者(243人)が、どの部分を可視化すれば虚偽自白を防止することができると考えているか(自由記載)

検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲で録音・録画を行えば良いと の意見が大多数を占めたが

• 否認から自白に転じた直後に録音・録画すべきである

(22人)

・ 認否を問わず、弁解録取手続における供述を録音・録画すべきである

(15人)

との意見もみられた。

※ ③の選択者(458人)が、可視化には虚偽自白を防止する効果がないと考えた理由(自由記載)

• 可視化と虚偽自白の危険は関係ない

(220人)

(回答例) 虚偽自白の防止のためには裏付け捜査の徹底が必要であり、虚偽自白と可 視化は関係がない。公開の法廷で自己の刑責を軽くするための虚偽の供述を する被告人が多く見られるのであるから、公開の場で真実を供述するとは限 らない。

虚偽自白の原因は様々であり、可視化することが虚偽自白の防止に効果があるとまでは 言えない。

(107人)

(回答例) 捜査官による不当な取調べに基づく虚偽自白を防止する上では効果があると思われるが、それ以外の原因で虚偽自白をすることも多く、例えば、迎合的な被疑者の虚偽自白は可視化していても防止することはできないと考えられる。

• むしろ虚偽の自白をする者が増加する

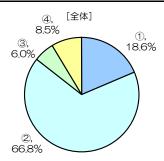
(74人)

(回答例) 自己の刑責を免れるため、あるいは組織の上位者をかばうために、虚偽自 白の危険は高まる。録画・録音された下での取調べにおいて真の自白を獲得 することは著しく困難となる。

#### (3) 取調べの可視化により、公判における自白の任意性の立証・判断を容易にすることができると考えるか

#### [全体]

	割合
① 取調べの全過程を可視化するのであれば容易にすることができる	18.6%
② 取調べの過程の一部であっても可視化すれば容易にすることができる	66.8%
③ 取調べの可視化により容易にすることができない	6.0%
④ 分からない	8.5%
合 計	100.0%





[3年以上4年未満]







[経験なし]

[10~50] [60~100]

[11回以上]

#### [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	22.8% 54.3%	18.0% 66.7%	20.1% 67.0% 5.5%	15.2%	18.6%
2				72.6% 5.6%	66.8%
3	7.6%	6.4%			6.0%
4	15.2%	9.0%	7.4%	6.6%	8.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50 60~100		11回 以上	[全体]	
1	16.2%	19.7% 63.6%	18.2% 62.6%	23.3%	18.6%	
2	72.3%			69.9% 5.8% 1.0%	66.8%	
3	4.0%	6.6%	8.1%		6.0% 8.5%	
4	7.5%	10.1%	11.1%			
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

#### [意見等]

※ ②の選択者(667人)が、どの部分を可視化すれば公判における自白の任意性の立証・判断を容易にすることができると考えているか(自由記載)

検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲で録音・録画を行えば良いとの意見が大多数を占めたが

- ・ 否認から自白に転じた直後に録音・録画すべきである
- ・ 認否を問わず、弁解録取手続における供述を録音・録画すべきである (46 人)

との意見もみられた。

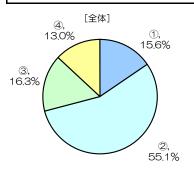
- ※ ③の選択者(60人)が、可視化は任意性の立証を容易にすることができないと考えた理由(自由記載)
  - ・ 全過程を可視化したとしても、録音・録画されていない場で、脅迫された等の弁解を生み 出すだけで、実情は余り変わらない (15 人)
  - ・ 公判廷で長時間のDVDの再生が必要となり、審理時間が長くなる

(51人)

#### (4) 取調べの可視化により、公判における自白の信用性の立証・判断を容易にすることができると考えるか

#### [全体]

	割合
① 取調べの全過程を可視化するのであれば容易にすることができる	15.6%
② 取調べの過程の一部であっても可視化すれば容易にすることができる	55.1%
③ 取調べの可視化により容易にすることができない	16.3%
④ 分からない	13.0%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

10回] [11回以上]



#### [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	19.8% 52.7%	15.5% 52.0%	18.1% 54.2%	9.2% 63.3% 19.4%	15.6%
2					55.1%
3	8.8%	15.2%	17.5%		16.3%
4	18.7%	17.3%	10.1%	8.2%	13.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50 60~100		11回 以上	[全体]	
1	13.3%	16.1%	16.8%	18.4%	15.6%	
2	59.4%	52.7%	52.0%	56.3%	55.1%	
3	16.7%	16.9%	13.8%	17.5%	16.3%	
4	10.5%	14.2%	17.3%	7.8%	13.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

## [意見等]

※ ②の選択者(548人)が、どの部分を可視化すれば公判における自白の信用性の立証・判断を容易にすることができると考えているか(自由記載)

検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲で録音・録画を行えば良いとの意見が大多数を占めたが

・ 否認から自白に転じた直後に録音・録画すべきである
 ・ 認否を問わず、弁解録取手続における供述を録音・録画すべきである
 ( 35 人 )
 との意見もみられた。

※ ③の選択者(162人)が、信用性の立証等を容易にすることができないと考えた理由(自由記載)

 ・ 信用性は客観証拠との整合性等別の観点から判断されるべき
 ( 86 人 )

 ・ 供述態度から信用性を判断することとなり、判断を誤らせる危険が否定できない
 ( 11 人 )

 ・ 長時間の取調べを要する
 ( 10 人 )

## 別添資料3

(5)	(1) ないし	(4) 以外に取調べの可視化:	を行うことについてメリッ	ットがあると老える旦体例	(白中記載)
(0)	(1) ないし	/ (サ/ VA / I' I 〜 AX op)   ~ U / P   1元   L	0 11 7 C C IC 20 C C 7 7 .	ノ I ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' (	

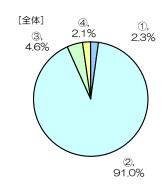
•	被疑者の弁解が不合理であることの立証が容易になる	(	42	人	)
•	国民の信頼回復につながる	(	31	人	)
•	供述調書の作成が不要となり、捜査の省力化を図ることができる	(	27	人	)
•	捜査段階における被疑者の供述態度を立証することが可能になる	(	15	人	)
•	取調べ状況に関する被疑者による虚偽の弁解を防止することができる	(	13	人	)
•	研修等に活用することで取調べにおける尋問技術の向上につながる可能性がある	(	10	人	)
•	決裁官が取調べ状況を正確に把握することが可能になる	(	6	人	)
	通訳の正確性の立証が容易になる	(	2	人	)

# 3 取調べの可視化の影響

(1) 取調べの可視化の実施により、被疑者の心理に与える影響から取調べにおいて真実の供述を獲得することが困難になるとの指摘について、どう考えるか

# [全体]

	割合
① 供述の獲得が困難になることはない	2.3%
② 供述の獲得が困難になることがある	91.0%
③ 分からない	4.6%
<ul><li>④ その他</li></ul>	2.1%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]

# [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

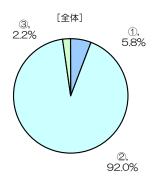
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	1.0%	1.1%	3.1%	3.5%	2.3%
2	92.9%	93.3%	89.6%	88.4%	91.0%
3	4.0%	4.8%	4.4%	5.0%	4.6%
4	2.0%	0.8%	2.9%	3.0%	2.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	3.0%	2.0%	1.0%	3.7%	2.3%
2	88.6%	92.6%	94.2%	86.2%	91.0%
3	5.7%	4.1%	3.4%	5.5%	4.6%
4	2.7%	1.3%	1.5%	4.6%	2.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ((1)で「②供述の獲得が困難になることがある」の選択者)取調べの可視化の要否,範囲,実施方法等の検討に際し,供述の獲得が困難になるという点を考慮すべきと考えるか

# [全体]

	割合
① 考慮する必要はない	5.8%
② 考慮すべきである	92.0%
③ その他	2.2%
合 計	100.0%











[経験なし]

. 16. - 56.

[60~100]

[11回以上]



# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

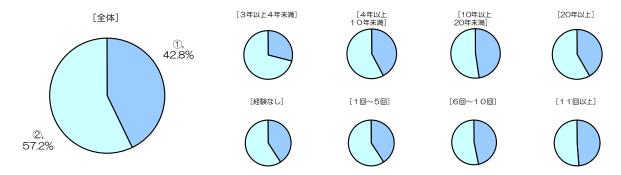
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	4.4%	5.4%	6.4%	5.8%	5.8%
2	94.4%	92.8%	90.4%	92.5%	92.0%
3	1.1%	1.8%	3.2%	1.7%	2.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	5.2%	6.1%	7.2%	4.3%	5.8%
2	92.8%	91.4%	91.2%	93.5%	92.0%
3	2.4%	2.5%	1.5%	2.2%	2.2%
合計	100.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 取調べにおいて、報復のおそれ等を理由とする被疑者の申立てにより、被疑者の供述の内容の全部又は一部について、当該事件の立証に有益であるのに、調書化を見合わせたことがあるか

# [全体]

	割合
① ある	42.8%
2 <b>&amp;</b> N	57.2%
合 計	100.0%



# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	29.3%	42.3%	47.4%	41.6%	42.8%
2	70.7%	57.7%	52.6%	58.4%	57.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

# ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]		
1	40.8%	40.9%	46.6%	48.6%	42.8%		
2	59.2%	59.1%	53.4%	51.4%	57.2%		
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

# [意見等]

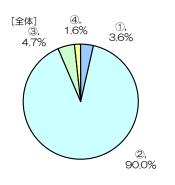
※ 調書化を見合わせた具体例(自由記載)

•	暴力団組織による犯行における上位者の関与	(	141	人	)
•	違法薬物・銃器の入手先等	(	78	人	)
•	被疑者の意向により,共犯者間で当該被疑者が最初に自白したことが分からないようにす	(	21	人	)
	るため調書化の時期を遅らせた				
•	会社犯罪における上位者の関与	(	16	人	)
•	外国人犯罪グループによる犯行における共犯者の氏名等	(	5	人	)

(4) 取調べの可視化を実施した場合、取調べにおいて触れられることのある被害者らが他人に知られたくないと考えているプライバシーに渡る事項が全て録音・録画されて公になると、被害者を含む関係者の名誉・プライバシーを害するおそれがあるとの指摘について、どう考えるか

# [全体]

	割合
① 関係者の名誉・プライバシーを害するおそれはない	3.6%
② 関係者の名誉・プライバシーを害するおそれがある	90.0%
③ 分からない	4.7%
<ul><li>④ その他</li></ul>	1.6%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]



# [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

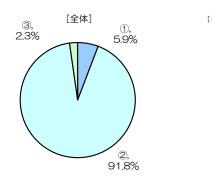
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	4.1%	2.0%	5.0%	3.5%	3.6%
2	88.7%	90.4%	90.1%	90.0%	90.0%
3	6.2%	6.8%	2.9%	4.0%	4.7%
4	1.0%	0.8%	2.1%	2.5%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	3.9%	3.1%	2.0%	7.3%	3.6%
2	89.8%	90.7%	89.7%	89.0%	90.0%
3	4.5%	4.9%	6.4%	1.8%	4.7%
4	1.8%	1.3%	2.0%	1.8%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

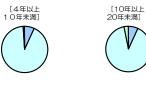
(5) ((4)で「②関係者の名誉・プライバシーを害するおそれがある」の選択者)取調べの可視化の要否, 範囲、実施方法等の検討に際して、関係者の名誉・プライバシーを害するおそれがあるという点を考慮 すべきと考えるか

# [全体]

	割合
① 考慮する必要はない	5.9%
② 考慮すべきである	91.8%
③ その他	2.3%
合 計	100.0%









[経験なし]

[10~50]

[60~100]

[11回以上]



# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

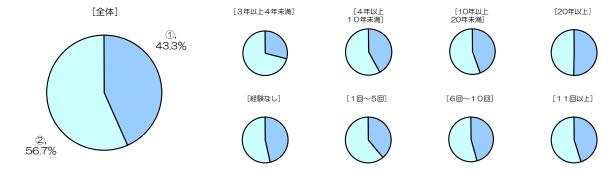
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	1.2%	6.9%	7.0%	4.5%	5.9%
2	96.5%	92.2%	89.9%	92.7%	91.8%
3	2.3%	0.9%	3.2%	2.8%	2.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	5.0%	6.0%	6.6%	7.2%	5.9%
2	92.6%	91.8%	90.7%	91.8%	91.8%
3	2.3%	2.3%	2.7%	1.0%	2.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(6) 取調べにおいて、被害者を含む関係者の名誉・プライバシーに対する影響を考慮し、被疑者の供述内容の全部又は一部について、当該事件の立証に有益であるのに、調書化を見合わせたことがあるか

# [全体]

	割合
① ある	43.3%
② ない	56.7%
合 計	100.0%



#### [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	29.3%	42.0%	44.4%	50.3%	43.3%
2	70.7%	58.0%	55.6%	49.7%	56.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	46.4%	38.9%	45.6%	45.0%	43.3%
2	53.6%	61.1%	54.4%	55.0%	56.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

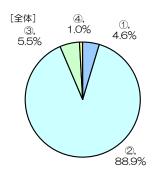
#### 【具体例(自由記載)】

- ・ 逮捕監禁事件において、監禁中の被害者を強姦していた事実
- ・ 元恋人に対するストーカー事件において、本件と無関係の被害者の性癖・特異行動等
- 脱税事件, 詐欺事件で得た金の使途先として, 具体的に政治家の氏名を挙げて供述した事実
- ・ 女子高生に対する強姦事件の被害者の氏名, 通っている高校名
- ・ 性犯罪の被疑者が、被害者の身体的特徴、性的反応等に関し、被害者を中傷する供述内容

(7) 取調べの可視化により、捜査手法が制約されるおそれ(例えば、被疑者からまずは調書化をしない前提で供述を得るといった手法がとれなくなる、調書化を前提としない供述に基づいて証拠を収集し、真相解明を図るといった捜査手法がとれなくなる、取調官が公になっていない手持ちの証拠・情報を十分に被疑者に示して取調べをすることが困難になるなど)があるとの指摘について、どう考えるか

#### [全体]

	割合
① 捜査手法が制約されるおそれはない	4.6%
② 捜査手法が制約されるおそれがある	88.9%
③ 分からない	5.5%
<ul><li>④ その他</li></ul>	1.0%
合 計	100.0%





[経験なし]









[60~100]

[11回以上]

# [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

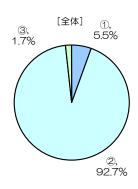
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	5.1%	3.1%	6.0%	4.5%	4.6%
2	82.8%	90.5%	89.1%	88.9%	88.9%
3	11.1%	6.4%	3.9%	4.0%	5.5%
4	1.0%	0.0%	1.0%	2.5%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	4.8%	4.4%	2.4%	9.2%	4.6%
2	88.1%	90.3%	90.8%	83.5%	88.9%
3	5.7%	4.6%	6.3%	6.4%	5.5%
4	1.5%	0.8%	0.5%	0.9%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(8) ((7)で「②捜査手法が制約されるおそれがある」の選択者)取調べの可視化の要否, 範囲, 実施方法等の検討に際して, 捜査手法が制約されるおそれがあるという点を考慮すべきと考えるか

# [全体]

	割合
① 考慮する必要はない	5.5%
② 考慮すべきである	92.7%
③ その他	1.7%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]



# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

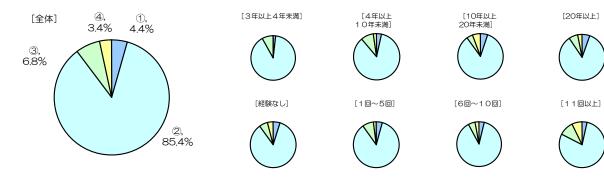
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	6.1%	5.6%	7.0%	2.3%	5.5%
2	92.7%	93.2%	91.2%	94.9%	92.7%
3	1.2%	1.2%	1.8%	2.8%	1.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	3.7%	7.4%	6.4%	2.2%	5.5%
2	93.6%	90.9%	93.0%	96.7%	92.7%
3	2.7%	1.7%	0.5%	1.1%	1.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

# (9) 取調べの可視化により、捜査機関の負担が増大するという指摘について、どう考えるか

# [全体]

	割合
① 捜査機関の負担が増大することはない	4.4%
② 捜査機関の負担の増大につながる	85.4%
③ 分からない	6.8%
<ul><li>④ その他</li></ul>	3.4%
合 計	100.0%



# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	2.0%	3.6%	5.2%	5.5%	4.4%
2	89.9%	85.2%	84.7%	84.9%	85.4%
3	8.1%	9.0%	4.7%	6.5%	6.8%
4	0.0%	2.2%	5.5%	3.0%	3.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	5.1%	4.3%	3.9%	3.7%	4.4%
2	85.0%	85.9%	88.3%	78.9%	85.4%
3	6.0%	7.7%	4.9%	10.1%	6.8%
4	3.9%	2.0%	2.9%	7.3%	3.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

# (10) ((9)で「②捜査機関の負担の増大につながる」を選択した者) どのような負担が増大すると考えるか (複数選択可)

# [全体]

	割合
① 厳格な手続に従って録音・録画機器を操作し、記録媒体を作成すること自体が負担となる	70.2%
② 捜査主任検察官・警察官や決裁官が取調べ担当検察官や警察官による長時間の取調べの記録媒体を視聴せざるを得なくなる	64.5%
③ 検取事務官等取調べ担当者1名で実施している取調べにおいても、取調べ担当者のほかに、録音・録画機器の操作、監視を担当する者を同席させる必要が生じる	39.6%
④ 膨大な数の記録媒体を保管,管理する必要が生じる	53.6%
⑤ その他	13.7%

<sup>(</sup>注) 「割合」欄は、②の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない

#### [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	75.3%	72.0%	69.3%	65.7%	70.2%
2	66.3%	63.5%	65.6%	63.3%	64.5%
3	33.7%	33.6%	42.9%	47.3%	39.6%
4	46.1%	50.3%	56.4%	58.0%	53.6%
5	3.4%	12.5%	16.6%	16.0%	13.7%

<sup>(</sup>注) 各数値は、②の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない。

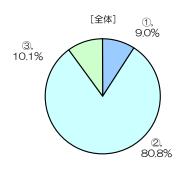
	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	65.8%	73.8%	71.4%	67.4%	70.2%
2	64.8%	61.0%	66.5%	73.3%	64.5%
3	43.0%	40.8%	35.7%	38.4%	39.6%
4	57.0%	51.2%	50.5%	58.1%	53.6%
5	15.1%	15.5%	11.0%	8.1%	13.7%

<sup>(</sup>注) 各数値は、②の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない。

(11) 取調べの過程のうち、可視化する部分いかんによっては、取調べの可視化により、被疑者調書の任意性が 争われた場合、記録媒体を長時間再生することとなり、裁判員裁判において裁判員の負担の増大が避けられ ないとの指摘についてどう考えるか

#### [全体]

	割合
① 裁判員の負担が増大することはない	9.0%
② 裁判員の負担の増大につながる	80.8%
③ 分からない	10.1%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]



#### [属性別]

# ※ 検事経験年数別

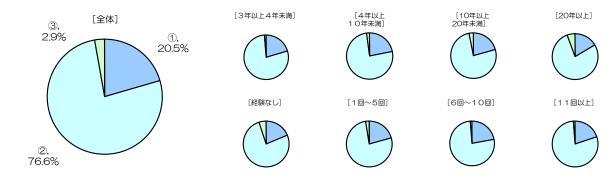
	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	3.0%	5.9%	10.4%	15.0%	9.0%
2	84.8%	82.9%	81.5%	74.0%	80.8%
3	12.1%	11.2%	8.1%	11.0%	10.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	10.9%	7.5%	9.0%	5.9%	9.0%
2	77.8%	81.0%	82.9%	87.3%	80.8%
3	11.3%	11.5%	8.0%	6.9%	10.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(12) ((11)で「②裁判員の負担の増大につながる」の選択者)取調べの可視化の要否,範囲,実施方法等の検討に際して,裁判員の負担の増大につながる点を考慮すべきと考えるか

# [全体]

	割合
① 考慮する必要はない	20.5%
② 考慮すべきである	76.6%
③ その他	2.9%
合 計	100.0%



# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	20.5%	22.1%	20.8%	16.7%	20.5%
2	78.3%	75.9%	76.3%	77.8%	76.6%
3	1.2%	2.1%	2.9%	5.6%	2.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

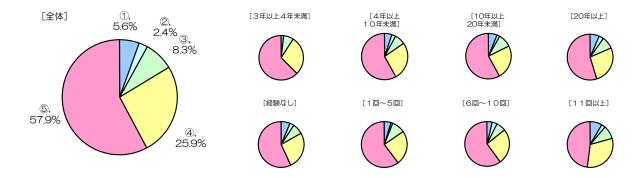
	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	19.0%	20.8%	22.4%	20.0%	20.5%
2	75.9%	76.6%	76.5%	78.9%	76.6%
3	5.1%	2.6%	1.2%	1.1%	2.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- (13) (1), (4), (7), (9) 及び(11) 以外に取調べの可視化が捜査・公判に与える影響があると考える場合, その具体例(自由記載)
  - DVDを活用することによって、供述調書を作成する必要がなくなる。
  - 通訳事件の場合に通訳人の理解を得られるか疑問である。
  - 被疑者が、被害者等の氏名住居等を供述し、その後公判で被害者特定事項に関する秘匿決定がなされた場合に、DVDをどのように取り調べるのか、弁護人に供述調書を開示するに際しても、被害者のプライバシーに関する部分はマスキングして開示しているが、そのようなプライバシーに関連する部分をより広範囲に含むDVDをどのような方法で開示するのか検討すべきではないか。
  - 弁護人も長時間のDVDを視聴することが求められ、これまで以上に公判前整理手続が長期化する。
  - 取調べがインタビュー化し、被害者等から信頼を得ることができなくなる。
  - ・ 捜査官の士気が著しく低下する。
  - 事務負担の増加に伴う検察官・検察事務官の増員が必要不可欠となる。

- 4 被疑者取調べの録音及び録画を法令等により義務付けることについて
  - (1) 取調べの録音・録画を法令等により義務付けることについてどのように考えるか。

# [全体]

		割合
1	全ての事件において、取調べの全過程の録音・録画を義務付けるべきである	5.6%
2	全ての事件において、取調べの過程の一部の録音・録画を義務付けるべきである	2.4%
3	法定刑の重い事件等一定の範囲の事件について, 取調べの全過程の録音・録画を義務付け るべきである	8.3%
4	法定刑の重い事件等一定の範囲の事件について, 取調べの過程の一部の録音・録画を義務付けるべきである	25.9%
5	録音・録画の義務付けは部分的にであっても行うべきではない	57.9%
	合 計	100.0%



# [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	2.0%	5.2%	6.3%	6.5%	5.6%
2	0.0%	2.9%	2.1%	3.5%	2.4%
3	7.1%	7.4%	9.3%	8.5%	8.3%
4	28.3%	26.4%	24.3%	26.6%	25.9%
(5)	62.6%	58.2%	57.9%	54.8%	57.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	6.3%	4.9%	4.0%	8.5%	5.6%
2	3.0%	1.3%	3.5%	2.8%	2.4%
3	7.5%	9.3%	7.0%	9.4%	8.3%
4	26.2%	24.3%	25.5%	31.1%	25.9%
5	56.9%	60.2%	60.0%	48.1%	57.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

# [意見等]

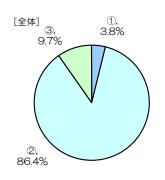
※ ①の選択者(57人)が,全過程の録音・録画を義務付けるべきと考えた理由(自由記載)				
• 中途半端な義務付けをすることは意味がなく,理由もない	(	32	人	)
・ 国民の信頼回復のためには、全事件・全過程の録音・録画を実施するほかない	(	9	人	)
<ul><li>全事件・全過程の録音・録画と引き換えに代替手段としての新捜査手法を獲得すべきである</li></ul>	(	7	人	)
※ ②又は④の選択者(計290人)が、取調べの過程の一部の録音・録画を義務付けるべきであると考える範囲(自由記載)				
<ul><li>検察官の判断</li></ul>	(	168	人	)
・ 認否を問わず,弁解録取手続時	(	20	人	)
・ 否認が自白に転じた直後	(	18	人	)
• 供述調書作成時	(	14	人	)
※ ③の選択者(85人)が、取調べの全過程の録音・録画を義務付けるべきであると考える事件(自由記載)				
• 裁判員制度対象事件	(	41	人	)
• 特捜事件(独自捜査を含む)	(	7	人	)
• 法定刑が死刑又は無期の事件	(	5	人	)
・ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件	(	3	人	)
・ 知的障害者が被疑者となる事件	(	1	人	)
・ 法定刑が死刑, 無期又は長期3年以上の事件	(	1	人	)
※ ⑤の選択者(593人)が、録音・録画の義務付けは部分的にであっても行うべきではないと考えた理由(自由記載)				
<ul><li>個別の事案に応じて立証責任を負う検察官の判断と責任において録音・録画を行うべきであって、可視化は一律義務化にはなじまない</li></ul>	(	244	. 人	)
• 弊害が余りにも大きいため	(	171	人	)
・ 可視化を義務付けるのであれば、新捜査手法を導入すべきである	(	34	人	)
<ul><li>・ 立法化に当たっては、試行を積み重ねるなどして、可視化のメリット・デメリットを慎重 に判断すべきである</li></ul>	(	24	人	)

# 5 新たに導入すべき刑事手続上の制度

(1) 現在の捜査手続においては、取調べのほか、捜索・差押え等の捜査手法が設けられているが、真相解明を 図るために、現在採り得る捜査手法で十分と考えるか

# [全体]

	割合
① 十分である	3.8%
② 十分ではない	86.4%
③ 分からない	9.7%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]

# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	5.1%	4.2%	3.4%	3.5%	3.8%
2	68.7%	85.7%	90.9%	88.0%	86.4%
3	26.3%	10.1%	5.7%	8.5%	9.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	3.9%	3.3%	5.8%	1.9%	3.8%
2	87.5%	83.4%	88.3%	90.7%	86.4%
3	8.7%	13.3%	5.8%	7.4%	9.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ((1)で「②十分ではない」を選択した者)これまでの捜査経験や捜査困難事例を踏まえて、新たにどのような刑事手続法等の整備をする必要があると考えるか(複数選択可)

# [全体]

	割合
① 被疑者の供述をより容易に獲得するための制度の導入	71.5%
② 参考人の供述をより容易に獲得するための制度の導入	57.8%
③ 被疑者・参考人の供述以外の客観的証拠をより容易に収集するための制度の導入	69.3%
④ 刑事実体法上の法整備	62.4%
<ul><li>⑤ その他</li></ul>	15.5%

(注) 「割合」欄は、②の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない

# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	48.5%	73.5%	74.2%	71.6%	71.5%
2	36.8%	51.3%	63.6%	65.9%	57.8%
3	61.8%	71.6%	68.8%	69.3%	69.3%
4	47.1%	60.1%	63.6%	69.9%	62.4%
5	7.4%	13.4%	16.6%	19.9%	15.5%

<sup>(</sup>注) 各数値は、②の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない。

#### ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	72.4%	69.0%	70.9%	78.6%	71.5%
2	65.2%	50.9%	55.5%	63.3%	57.8%
3	69.3%	69.3%	65.9%	75.5%	69.3%
4	68.3%	58.6%	58.8%	64.3%	62.4%
5	18.8%	12.9%	14.3%	16.3%	15.5%

<sup>(</sup>注) 各数値は、②の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない。

# 【具体的な制度】

※ ①の選択者(643人)が、被疑者の供述をより容易に獲得するために導入するべきと考える制度(自由記載)

•	司法取引	(	515	人	)
•	刑事免責	(	98	人	)
•	黙秘権の廃止・不利益推定等	(	44	人	)
•	虚偽供述に対する制裁	(	43	人	)
•	通信傍受の拡大	(	18	人	)
•	アレインメント	(	17	人	)
•	おとり捜査	(	11	人	)

※ ②の選択者(520人)が、参考人の供述をより容易に獲得するために導入するべきと考える制度(白巾記載)

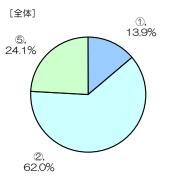
1	<b>る制度(自田記載)</b>			
•	司法取引	(	151 人)	
•	証人保護プログラム	(	140 人)	
•	参考人の出頭強制・協力義務化	(	116 人)	
•	刑事免責	(	80 人)	
•	虚偽供述に対する制裁	(	34 人)	
•	通信傍受の拡大	(	13 人)	

※ ③の選択者(623人)が、供述以外の客観的証拠をより容易に収集するために導入するべ きと考える制度(自由記載) (364人) • 通信傍受の拡大 (169人) ・ 通信記録の入手容易・長期保存義務化 ・ おとり捜査・潜入捜査 (165人) ・ 防犯カメラの拡大 (113人) (53人) • 会話傍受 (48人) 緊急捜索差押え (46人) • DNA型データベースの拡充 (26人) GPSの活用等 ※ ④の選択者(561人)が、刑事実体法上法整備するべきと考える制度(自由記載) • 主観的構成要件要素の緩和・廃止等 (218人) • 主観的構成要件に該当する推定規定の整備 (171人) ・ 立証責任の転換 (138人) (87人) ・ 構成要件の客観化・細分化

# (3) 現在の公判手続の在り方は、真相解明を図るために、十分な仕組みとなっていると考えるか

# [全体]

	割合
① 十分である	13.9%
② 十分ではない	62.0%
⑤ 分からない	24.1%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]

[属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	11.7%	14.5%	15.0%	11.9%	13.9%
2	47.9%	61.1%	66.0%	62.7%	62.0%
3	40.4%	24.4%	19.0%	25.4%	24.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	14.2%	13.9%	17.8%	5.6%	13.9%
2	60.5%	60.0%	61.4%	74.8%	62.0%
3	25.3%	26.1%	20.8%	19.6%	24.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) これまでの公判立会経験等を踏まえて、公判手続における真相解明機能をより充実せさるために現状の 公判手続の在り方について何か改善すべき点、新たに導入すべき制度はあると考えるか、改善すべき点又 は新たに導入すべき制度がある場合はその具体的意見(自由記載)

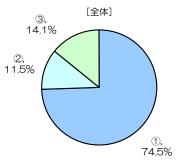
•	偽証に対する制裁の厳格化	(	45	人	)
•	裁判員裁判制度の見直し	(	36	人	)
•	伝聞法則等の証拠制限の緩和	(	23	人	)
•	証人保護プログラムの導入	(	23	人	)
•	裁判所の訴訟指揮権の拡充等	(	14	人	)
•	証人の負担軽減(非公開等)	(	13	人	)
•	主張制限	(	13	人	)
•	黙秘権行使の制限・不利益推定	(	13	人	)
•	アレイメントの導入	(	10	人	)
•	司法取引の導入	(	10	人	)
•	立証責任の転換	(	9	人	)
•	弁護人接見の可視化	(	5	人	)
•	不同意制度の見直し	(	6	人	)
•	弁護人側証拠の開示	(	3	人	)

# 6 近時の被疑者・参考人の傾向

# (1) 近時、被疑者から真実の供述を獲得することが困難となったと考えるか

# [全体]

	割合
① 困難となった	74.5%
② 困難となったとは考えない	11.5%
③ 分からない	14.1%
合 計	100.0%











[経験なし]

[60~100]

[11回以上]

# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	37.4%	69.4%	80.7%	90.0%	74.5%
2	15.2%	12.9%	12.5%	5.0%	11.5%
3	47.5%	17.7%	6.8%	5.0%	14.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	85.4%	67.8%	72.7%	68.2%	74.5%
2	5.4%	13.3%	15.6%	15.9%	11.5%
3	9.3%	18.9%	11.7%	15.9%	14.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

# (2) ((1)で「①困難となった」を選択した者)困難となった理由としてどのように考えるか(複数回答可)

# [全体]

	割合
① 日本人の気質の変化や権利意識の向上等により自己に不利益な供述を拒否等する被疑者が 増え、被疑者から真実の供述を獲得することが困難となった	66.8%
② 弁護活動の活発化により自己に不利益な供述を拒否等する被疑者が増え、被疑者から真実の供述を獲得することが困難となった	77.9%
③ 取調官の取調べ能力が低下し、被疑者から真実の供述を獲得することが困難となった	29.9%
④ 犯罪が複雑化,巧妙化した結果,人の記憶に頼る取調べによっては,客観性,正確性のある供述を獲得することが困難となった	34.5%
⑤ その他	4.3%

<sup>(</sup>注) 「割合」欄は、①の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない

# [属性別]

# ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	64.9%	62.8%	70.9%	65.6%	66.8%
2	81.1%	74.1%	78.3%	81.7%	77.9%
3	18.9%	21.1%	29.4%	45.0%	29.9%
4	21.6%	30.0%	41.1%	32.2%	34.5%
5	0.0%	6.1%	3.9%	3.3%	4.3%

<sup>(</sup>注) 各数値は、①の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない。

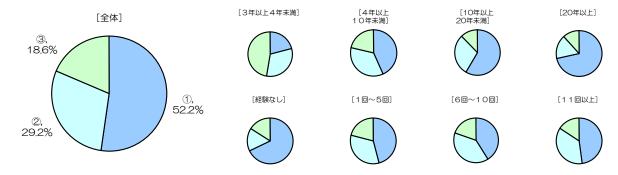
	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]
1	69.2%	66.0%	64.4%	64.4%	66.8%
2	80.4%	77.7%	73.2%	78.1%	77.9%
3	37.1%	27.5%	20.8%	28.8%	29.9%
4	38.1%	32.8%	31.5%	32.9%	34.5%
5	4.2%	4.9%	4.7%	1.4%	4.3%

<sup>(</sup>注) 各数値は、①の選択者のうち、各項目を選択した者の割合。複数選択項目のため、合計で100%にはならない。

# (3) 近時,参考人から供述を獲得することが困難となったと考えるか

# [全体]

	割合
① 困難となった	52.2%
② 困難となったとは考えない	29.2%
③ 分からない	18.6%
合 計	100.0%



# [属性別]

#### ※ 検事経験年数別

	3年以上4年未満	4年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	[全体]
1	21.2%	43.4%	58.5%	71.4%	52.2%
2	31.3%	35.2%	29.4%	17.1%	29.2%
3	47.5%	21.4%	12.2%	11.6%	18.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

# ※ 録音・録画の実施経験別

	経験なし	10~50	60 ~ 100	11回 以上	[全体]	
1	67.9%	45.9%	41.2%	47.7%	52.2%	
2	16.1%	33.1%	39.2%	36.4%	29.2%	
3	16.1%	21.0%	19.6%	15.9%	18.6%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

#### [意見等]

※ ①の選択者が、困難となったと考える理由(自由記載)

•	日本人の気質の変化・権利意識の向上	(	288 人)
•	捜査機関の信頼低下	(	60 人)
•	報復への恐れ	(	28 人)
•	弁護活動の活発化	(	23 人)
•	公開である公判廷での証言・マスコミへの露出への危惧	(	12 人)
•	取調官の能力低下	(	9 人)